

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	49 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	30 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から51年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、母親に勧められて、昭和41年11月ごろにA市で国民年金に加入し、国民年金保険料は加入当初から納付書によりB銀行C支店で納付してきた。加入当初の保険料は、一回につき800円ぐらいであったと思う。

申立期間の国民年金保険料は、納付していると思うので記録をよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人が申立期間②直前の昭和51年4月から52年3月まで（昭和51年度）の国民年金保険料を過年度納付していること、及び申立期間②（昭和52年度）の保険料が未納であったため昭和53年度に社会保険事務所（当時）が催告を行っていることが確認できる。

また、申立人は昭和51年度の過年度納付について、自分で納付した記憶が無いと陳述しているところ、申立人及びその元夫に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、両人が昭和53年5月31日に国民年金に加入していることが確認でき、加入の手続が申立人の元夫によりなされたものと考えられることから、過年度納付は申立人の元夫が昭和53年度中に行ったものとするのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金の加入時点において36歳に到達しており、国民年金の受給資格を得るためには、12か月以上の過年度納付が必要であったことから、社会保険事務所は昭和51年度分の国民年金保険料が過年度納付さ

れていたにもかかわらず、52年度の保険料についても過年度納付するよう催告を行ったものと考えられ、申立人及びその元夫が申立期間以降の昭和54年2月及び同年5月の保険料について催告を受けた後に過年度納付していることが特殊台帳から確認できることから、申立人は年金受給権確保のため催告を受ければ必ず過年度納付していたものとするのが自然である。

以上の状況から、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を過年度納付していたものとするのが自然である。

申立期間①について、申立人は、昭和53年5月31日の国民年金の加入時点において、申立期間の国民年金保険料を制度上納付することができない。

また、申立人は申立期間①の国民年金保険料を「納付書によりB銀行C支店で納付した。」と陳述しているが、A市において納付書による納付方式が始まったのは昭和46年4月であることから、この事実と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から40年3月まで
② 昭和42年2月及び同年3月

私は、昭和37年の5月又は同年6月ごろ、国民年金の加入を集金人に勧められ、当時勤めていた職場で集金人に対し加入手続を行い、同年7月の国民年金保険料から継続して職場の店先で2か月ぐらのおきに保険料を集金人に納めてきた。しかし、申立期間が未納とされているので、記録の訂正をしてほしい。

申立期間①は勤務先の店先で、申立期間②は自分の店先で、集金人に月額100円ぐらゐの国民年金保険料を納めていたと思う。当時の保険料額について、納められない額ではなかったため、加入してからは支払わなかったということは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和41年度の国民年金保険料について、当初納付済みとされていたものを未納に訂正している記録が確認でき、また、オンライン記録を見ると、平成元年1月12日に未納を10か月納付済みに訂正していることが確認できる。このことにつき、日本年金機構AブロックB事務センターは、「特殊台帳の納付記録の訂正を行った理由及び平成元年にオンライン記録を訂正処理した理由については不明」と説明しており、社会保険庁（当時）の事務的過誤により納付記録が失われた可能性が否定できない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間前後は納付済みであることが確認できる上、申立期間は2か月と短期間であり、申立期間の前後を通じて

住所変更は無く、当時の世帯の生活状況に大きな変化は見られないことから、申立人は、申立期間についても、引き続き国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

申立期間①について、申立人は、昭和 37 年 5 月又は同年 6 月ごろに C 市で国民年金の加入手続を行い、同年 7 月から定期的に集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の払出しを受けた加入者が昭和 40 年 4 月以降に納付開始又は申請免除していることから、同年 4 月以降に払い出されたものと推定でき、申立内容と符合しない。

また、この時点において、申立人は申立期間①のうち、昭和 37 年 12 月以前の国民年金保険料を制度上納付することができず、38 年 1 月から 40 年 3 月までの保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人はこの当時、過年度納付制度を知らなかったため、過去の未納保険料を納付したことは無いと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、申立期間①当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から同年12月まで

私は、20歳のときから国民年金保険料を納付し、保険料の納付が遅れても未納通知書が送られてきたらすぐに納付していた。給料が入ったら最初に国民健康保険料及び国民年金保険料を納付していた。

結婚した昭和49年7月からは、夫の国民年金保険料と二人分納付していた。申立期間の保険料は銀行で納付したと思う。

昭和50年4月及び同年5月の国民年金保険料は、夫は納付済みの記録になっていたのに、私の分が未納の記録になっていたので、領収書を探したら、この期間の領収書が見付かり納付済みの記録に訂正がされたこともあり、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、オンライン記録から、婚姻した昭和49年7月から60歳に到達するまで、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間前後には生活状況等に特段の変化は認められない上、申立期間の国民年金保険料を納付できない特段の理由もうかがえない。

さらに、申立人の昭和50年4月及び同年5月の国民年金保険料は当初未納の記録とされていたが、申立人の所持する領収証書に基づき、平成21年12月28日に記録訂正されていることから、申立期間の記録管理にも何らかの事

務的過誤があったことも否定できない。

加えて、申立期間は3か月と短期間であり、その前後の国民年金保険料は現年度納付しており、申立人夫婦の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年10月から同年12月まで

私は、平成21年5月ごろに、国民年金受給の手続を行うために社会保険事務所（当時）から書類を送ってもらう際に、職員の方にその納付記録を見てもらったら、国民年金保険料を納付しているはずの申立期間が未納の記録になっていた。保険料の納付は妻が行っており、納付については分からないが、未納期間があることがおかしいと思い、何度か社会保険事務所に行き、理由を聞いても分からないとの回答だった。

私の妻は、結婚後の国民年金保険料の未納期間の記録が2か所あったが、そのうちの1か所は家の中を調べたら、領収書が見付かり、最近記録訂正されたこともあり、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、オンライン記録から、婚姻した昭和49年7月から60歳に到達するまで、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間前後には生活状況等に特段の変化は認められない上、申立期間の国民年金保険料を納付できない特段の理由もうかがえない。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、その前後の国民年金保険料は現年度納付しており、申立人夫婦の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

私は、親から継いだ会社が昭和55年7月ごろに倒産したので厚生年金保険被保険者資格を喪失したが、国民年金保険料は納付することができなかった。

経済的に余裕ができたので、平成元年10月ごろ、A市役所で国民年金に再加入し、1回分の納付書をもらい国民年金保険料を納付した。しばらくしてから、2年前の保険料をさかのぼって納付できる納付書が送付されてきた。その納付書を使って、同年11月ごろ、昭和62年10月から平成元年9月までの2年間の保険料20万円ぐらいを自宅近くのB銀行C支店で、さかのぼって納付した。

平成元年10月から2年3月までの国民年金保険料は、自宅近くのB銀行C支店にて市の納付書で納付した。

支払い能力がなかったら国民年金に再加入しないので、再加入手続きをした時期である申立期間の国民年金保険料が未納にされていることはありえない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年11月ごろ、国民年金に再加入し、昭和62年10月から平成元年9月までの2年間の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後の保険料も納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続に関する記録を見ると、申立人は平成元年11月29日に国民年金被保険者資格を再取得していることが市の被保険者名簿の資格取得の原因欄から確認できることから、同年10月ごろ国民年金の再加入手続を行ったとする申立内容と符合する。この場合、国民年金被

保険者資格を再取得した時点において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間前の昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を 2 年 1 月に過年度納付し、申立期間後の同年 4 月から 3 年 3 月までの保険料を現年度納付していることが市の被保険者名簿から確認できることから、保険料を納付する意思を持って国民年金の再加入手続を行ったとする申立人が、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、昭和 62 年 10 月から平成元年 9 月までの 2 年間の保険料として 20 万円ぐらいを納付したと申し立てているところ、昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料額は 4 万 4,400 円 (月額保険料 7,400 円 × 6 か月)、同年 4 月から平成元年 3 月までの保険料額は 9 万 2,400 円 (月額保険料 7,700 円 × 12 か月)、同年 4 月から同年 9 月までの保険料額は 4 万 8,000 円 (月額保険料 8,000 円 × 6 か月)、合計 18 万 4,800 円であり、申立内容とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月

私は、会社を辞めてすぐの昭和49年9月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続をし、年金手帳の交付も受けた。

申立期間の国民年金保険料については、昭和60年7月から同年9月ごろまでに、私が納付書により夫婦二人の3か月の保険料をC銀行D支店の窓口で納めた。保険料の月額は一人当たり6,000円又は7,000円程度であったと記憶している。

ところが申立期間が未納とされており、納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び平成21年7月から22年6月までの期間(平成22年8月4日時点において国民年金保険料の免除を申請中)を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が保険料と一緒に納付したとする申立人の夫についても、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しており(申立期間については年金事務所により記録訂正中)、納付意識の高さがうかがえる。

また、E市役所によると、申立期間当時は期別(3か月単位)の納付書を発行していたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和60年4月及び同年5月の保険料が同一日に納付されていることが確認でき、申立期間の同年6月の保険料についても同時に納付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の前後は納付済みである上、申立期間の前後を通じて、申立人及びその夫の仕事及び住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認

められないことから、申立期間の1か月のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、月額にして6,000円又は7,000円程度であったとしているところ、当時の保険料月額が6,740円であり、おおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から51年3月まで
② 昭和51年7月から同年9月まで
③ 昭和52年1月から同年3月まで
④ 昭和53年1月から同年3月まで
⑤ 昭和59年4月から同年6月まで

私は、国民年金に加入した当時のことはよく覚えていないが、父に勧められて、昭和47年2月ごろに実家のA市で加入したように思う。

国民年金保険料についても、どのようにして納付したのかよく覚えていないが、申立期間当時は、B市C区内で何度も住居を移転しながらD職をしており、時期は定かではないが、口座振替で保険料を納付するようになるまでは、近くの信用金庫で納付していたはずである。

申立期間が未納とされているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤について、申立人に係るC区の被保険者名簿を見ると、申立期間④の最終月である昭和53年3月30日に、国民年金保険料の口座振替納付依頼を受け付けた記載が確認でき、申立人が口座振替による保険料の納付を開始して以降、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得する直前の平成13年1月までの約23年間については、申立期間⑤を除き、保険料を完納しているほか、預金残高不足等により振替不能となったとみられる昭和57年4月から同年6月までの保険料を58年12月に過年度納付していることが申立人の特殊台帳により確認できることから、この当時における申立人の納付意識の高さとともに未納解消の努力が認められる。

また、申立期間⑤は3か月と短期間である上、その前後の期間は口座振替により国民年金保険料を現年度納付していることなどを踏まえると、納付意識の高い当時の申立人が、当該期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①、②、③及び④について、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和47年2月1日にA市で発行され、48年1月17日にB市C区への住所変更手続きが行われていることが確認できることから、同市では、同年4月に国民年金保険料の納付方法をそれまでの印紙検認方式から、自宅に納付書を送付する納付書方式に変更しており、申立人は、C区に転入してからは、同区内で何度も住所を移転したが、その都度、転居手続きを行ったかどうかについてはよく覚えていないと陳述している上、前述のとおり、申立期間④の最終月である53年3月30日に、保険料の口座振替納付依頼を受け付けた記載が確認できることから、それ以前の申立期間①、②、③及び④当時は、区役所から送付されてきた納付書により納付していたものと考えられるが、申立人が同区内で複数回、住居を移転していることを踏まえると、移転先において、区役所から送付される納付書を毎回確実に受領することができなかった可能性がうかがえる。

また、申立人は、申立期間①、②、③及び④当時における国民年金保険料の納付状況について記憶が曖昧である上、当該期間は合計39か月に及び、しかも近接した当該期間において、これだけの回数及び期間にわたり、行政側が繰り返し事務処理を誤ることは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールにより確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで
はっきりとは覚えていないが、昭和53年4月ごろ、母親に勧められたので、A市役所で国民年金の加入手続を行ったように思う。
申立期間の国民年金保険料については、B市C区役所から郵送された納付書に現金を添えて、D郵便局で納付していたはずである。
申立期間の1年間のみが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和53年6月29日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、申請免除期間については追納も行うなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時における申立人の生活状況に特段の変化は無く、夫の仕事も順調であったと認められることから、納付意識の高い申立人が、12か月と短期間であり、現年度納付が可能な申立期間の国民年金保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から49年3月まで

昭和48年4月にA市B区に転居した際、転入手続を行った区役所で国民年金の加入手続を行い、その場で年金手帳を受け取ったと思う。

その際、「過去のすべての未納期間の国民年金保険料を納付することはできないが、納付できる期間だけでも納付してください。」と言われ、保険料月額を確認すると1か月500円ぐらいだったので、後日、納付書により郵便局で一括納付した。

また、これからの国民年金保険料についても、1年分まとめて納付できると言われたので、後日、区役所の窓口で一括納付した。

両方の国民年金保険料は合わせて2万円ぐらいで、当時の下宿代が食事込みで3万円だったので、それより少ないと思ったことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和48年5月14日に払い出されており、また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、44年10月12日を国民年金被保険者資格の取得日として、48年4月19日に発行されており、この手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間のうち、44年10月から45年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行

ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から当該期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

一方、申立期間のうち、昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料は過年度納付することは可能であり、同年4月から49年3月までの保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和48年4月ごろに、納付可能な過去の期間の未納保険料及び昭和48年度分の国民年金保険料として、合わせて2万円程度を区役所及び郵便局で納付したとしているところ、当時、過年度納付が可能な昭和46年1月から48年3月までの保険料及び昭和48年度1年分の保険料は、合わせて1万9,650円であり、陳述の金額と一致する。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和51年9月27日にA市C区からD市E区に転居していることが確認でき、また、資格得喪欄に49年3月10日強制加入被保険者資格喪失、同年6月16日同資格取得、51年1月20日同資格喪失及び同年9月16日同資格取得と酷似した筆跡で記載されているところ、それぞれの記載の横に「E」のゴム印が確認できることから、これらの一連の記載は、申立人が、D市E区において国民年金に係る住所変更の手続を行った際に押されたものと推認できる。

これらのことからみて、申立人がD市へ転居する以前においては、昭和49年3月から同年5月までについては、記録上は国民年金未加入期間ではなかったと推認でき、申立期間のうち、同年3月を含む昭和48年度の国民年金保険料を前納することは可能である。

加えて、申立人は、A市B区に転居した際、100万円程度の預金があり、学費及び家賃を納めても60万円以上残っており、国民年金保険料を納付できない経済状況ではなかったことなどについて具体的に陳述しており、納付の意思を持って、国民年金の加入手続を行った申立人が、申立期間のうち、納付可能な昭和46年1月から48年3月までの期間及び同年4月から49年3月までの期間の保険料を納付していた可能性を否定できないことを踏まえると、申立人は、申立期間のうち、46年1月から49年3月までの保険料を過年度納付及び現年度納付したと考えられる。

しかしながら、昭和46年1月から48年3月までの期間については、共済組合の組合員であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、当該期間の納付記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

国民年金への加入については、結婚後、妻がA市B区役所で手続をしてくれたと思う。

手続後、国民年金保険料を納付しなかった時も確かにあるが、子供が大学へ進学した平成3年4月ごろまでは経済的に余裕があったため、常に、妻が夫婦二人分を納付していたはずである。

申立期間についても、妻は、自分の分と一緒に一括納付したはずであるのに、自分の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和40年8月31日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は12か月と短期間である上、一緒に納付していたとする妻の国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、夫婦の国民年金保険料の納付状況を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降から平成4年3月までにおける納付済みとなっている期間については、申立期間を除き、すべて一致している上、そのほとんどは同一日に納付していることも確認できることから、夫婦の保険料納付を担っていた妻が、申立期間についてのみ自身の分を納付しながら夫の分を未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立人及びその妻は、結婚後、国民年金の加入手続を行ってから、夫婦一緒に納付するよう心がけていたとしている一方、申立期間以外の未納期間については納付した自信が無いとしており、陳述の信ぴょう性は高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から49年3月まで

国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付については、相当前のことであるのではっきり覚えておらず、私がすべて行ったと思うが、国民年金手帳の住所欄に申立期間当時別居していた元義母の住所地が記載されていることから、結婚当初の時期でもあったので、元義母が代わって行ってくれたのかもしれない。

国民年金制度には関心があったので、国民年金保険料が納付できないときには申請免除の手続も行っており、9か月も未納期間があることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和49年3月7日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金保険料は、会社転職に伴う平成19年4月及び同年5月並びに申立期間を除き未納は無い上、保険料納付が困難な場合には免除申請を行っており、申立人の国民年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間当時、同居していた元夫及び申立期間の国民年金保険料の納付を担っていた可能性のある元義母の保険料は、申立期間を含み完納されている。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、婚姻届出日である昭和49年3月*日に発行されていることが確認できることから、納付の意思をも

って加入手続を行いながら、9か月と短期間であり、現年度納付可能な申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 12 日から 40 年 1 月 25 日まで
② 昭和 41 年 1 月 4 日から 42 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 1 月 4 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社 B工場、C社D支社及びE社における加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は申立期間の最終事業所であるE社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和44年3月5日に支給決定されていることが確認できることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計15ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した7人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行った可能性はうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年3月21日から11年10月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月21日から60年10月1日まで
② 昭和60年10月1日から63年9月21日まで
③ 平成9年3月21日から11年10月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及びB社に勤務した期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成9年3月から同年5月までの期間、同年10月から10年8月までの期間、同年11月及び同年12月並びに11年8月の申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書の保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成9年6月から同年9月までの期間、10年9月

及び同年10月、11年1月から同年7月までの期間並びに同年9月については、申立人は当該期間の給与明細書を所持していないため報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないものの、9年4月から11年9月までの期間において申立人が所持する給与明細書を見ると、報酬月額に大きな変動は無く、保険料控除額は同額であることから判断して、申立人が給与明細書を所持していない期間についても、前後の期間とほぼ同額の報酬が支給され同額の保険料が控除されていたと推認されることから、給与明細書が無い期間の標準報酬月額についても、給与明細書の有る期間の標準報酬月額と同額の50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、申立期間について、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人は、当該期間の給与明細書を所持していないところ、元事業主は、「申立期間当時の関係書類は残っていない。申立人に係る標準報酬月額が相違していた記憶も無い。」と陳述しており、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料控除額等を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に入社又は申立人と同年代の元従業員の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比較すると、ほぼ同額であることが確認できるほか、当該被保険者名簿において勤務及び連絡先が確認できた元従業員の一人は、「申立期間当時の標準報酬月額は実際の給与額に基づいた金額で正しかった。」と陳述している。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書を見ると、その保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている申立人に係る標準報酬月額と一致するか、又は同記録より低額であることが確認できる。

したがって、前述の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の趣旨から、申立期間②の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月24日は24万8,000円、同年12月20日は27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和50年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①平成19年7月24日
②平成19年12月20日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、賞与の支払いと保険料の控除が確認できる賞与明細書を提出するので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成19年7月24日及び同年12月20日支給分の賞与に係る賞与明細書並びにA社保管の源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び源泉徴収簿の保険料控除額から、平成19年7月24日は24万8,000円、同年12月20日は27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年7月24日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支社における資格取得日に係る記録を昭和41年8月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月27日から同年9月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、同社D支社から同社C支社へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和41年8月27日にA社D支社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和41年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間に係る被保険者の負担すべき保険料が免除されることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成11年6月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社C支店に就職し、平成8年4月1日付けで同社B支店に異動し、10年11月5日から育児休業を取得していた。育児休業期間中に、所属していた同社B支店が事業移管されることになったため、私は11年6月1日付けで元の同社C支店に異動した。

当該事業所に継続して在籍していたにもかかわらず、異動の際の1か月が空白期間とされており納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社B支店において、平成11年5月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社発行の在籍証明書により、申立人は申立期間において同社に継続して在籍（平成11年6月1日にA社B支店から同社C支店に異動）していたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2（平成12年4月1日より前）では、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官（当時）に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る被保険者本人の負担すべき保険料の額を免除する旨規定されているところ、オンライン記録によると、事業主は、当該規

定に基づく、育児休業期間中（平成10年11月5日から11年9月8日まで）に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

したがって、申立人に係る育児休業期間中である平成10年11月5日から11年9月8日までの期間については、仮に、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人のA社B支店における資格喪失日は、平成11年6月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成11年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社における資格喪失日は、昭和22年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月30日から22年9月1日まで

夫は昭和11年4月にA社に入社し、58年8月25日まで継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間が空白とされている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の在職証明書及び履歴書から判断すると、申立人は、申立期間も継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年6月30日に被保険者資格を喪失している一方、同名簿の申立人に係る被保険者氏名欄に団体郵便年金の加入を示す「郵」の印が確認できることから、厚生年金保険の適用を除外されたものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿に「郵」の印が確認できる複数の同僚は、申立期間にA社本社において、厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

加えて、社会保険庁(当時)の資料によれば、団体郵便年金に加入している場合には、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険の適用除外」、及び「団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という3つの調整が行われており、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)等に団体郵便年金加入の

表示がある場合は、昭和 22 年 9 月 1 日を限度として厚生年金保険の被保険者期間として認めることとするとされている。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人の A 社本社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 22 年 9 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年8月25日から21年1月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部門D工場における資格取得日に係る記録を20年8月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和23年12月26日から24年4月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のE社F工場における資格喪失日に係る記録を同年4月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和24年4月6日から同年12月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のG社における資格取得日に係る記録を同年4月6日、資格喪失日に係る記録を同年12月26日とし、当該期間の標準報酬月額を、同年4月は3,900円、同年5月から同年11月までは4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月25日から21年1月15日まで
② 昭和23年12月26日から24年12月26日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社C部門に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①は、同社C部門J工場から同社C部門D工

場へ異動した時期であり、継続して同社で勤務していた。

また、G社（現在は、H社）に勤務した申立期間②の加入記録も無いとの回答をもらった。申立期間②については、昭和22年7月にE社F工場に入社し、会社が分割されてG社となってからも、24年12月まで同社で継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、I組織が保管する社員名簿から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務し（昭和20年8月25日にA社C部門J工場から同社C部門D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部門D工場における昭和21年1月の社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人が勤務状況等について詳細に陳述していること、並びにE社及び同社から分割された4社で被保険者記録の有る複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和23年12月26日から24年4月6日まではE社F工場、同年4月6日から、申立人が主張する同年12月26日まではG社で勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「会社が分割されても、給料はそのまま仕事は同じ、雇用契約の変更も無く、製品を入れる箱の社名が変わっただけの記憶しかない。」と陳述している上、申立人と同じ社員であったとする前述の複数の同僚がE社及びその分割後の各社で引き続き被保険者となっていることから、申立人は申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のE社F工場における昭和23年11月の社会保険事務所の記録及び当時の同僚の記録から、同年12月から24年3月までは3,000円、同年4月は3,900円、同年5月から同年11月までは4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和23年12月26日から24年4月6日までの期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不

明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 24 年 4 月 6 日から同年 12 月 26 日までの期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 24 年 4 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成15年4月は26万円、同年6月から同年8月までの期間は24万円、18年4月から同年8月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月15日は36万円、16年6月15日は35万2,000円、同年12月10日は51万7,000円、17年6月15日は36万8,000円、同年12月16日は55万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月1日から18年9月1日まで
② 平成15年6月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月16日

私は、平成12年4月から21年3月までの期間、A社で勤務していたが、当該期間のうち、12年4月から18年8月までについては、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額及び保険料納付額が、給与明細書に記載されている給与支給額及び保険料控除額と一致しない期間が多い（申立期間①）。

また、平成15年6月、16年6月、同年12月、17年6月及び同年12月

に、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額に係る記録が無い（申立期間②、③、④、⑤及び⑥）。

申立期間の給与明細書及び賞与明細書を提出するので、調査の上、本来の標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（特例法）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成15年4月は26万円、同年6月から同年8月までの期間は24万円、18年4月から同年8月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、履行していない旨回答している上、平成15年4月、同年6月から同年8月までの期間及び18年4月から同年8月までの期間について、給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成12年4月から15年3月までの期間、同年5月及び同年9月から18年3月までの期間については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額又は低額となっていることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、オンライン記録に標準賞与額の記録は確認できないが、賞与明細書で確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間②は36万円、申立期間③は35万2,000円、申立期間④は51万7,000円、申立期間⑤は36万8,000円、申立期間⑥は55万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞

与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を上記のとおり訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年6月15日、16年6月15日、同年12月10日、17年6月15日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 3 日から同年 8 月 21 日まで
② 昭和 31 年 12 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で勤務していた昭和31年4月3日から同年8月21日までの期間及びB社で勤務していた同年12月1日から34年5月1日までの期間については、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金は請求していないし受け取ってもいないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4年8か月後の昭和39年1月17日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社及びB社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の生年月日は、いずれも「昭和15年*月*日」と誤って記載されており、脱退手当金の裁定があれば訂正されると考えられるが、平成21年4月まで訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月1日から同年11月1日まで

私は、昭和61年7月1日から62年2月21日までA社に勤務していた。雇用保険被保険者離職票の記載も61年7月1日からとなっている。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、資格取得日が昭和61年11月1日となっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和61年7月1日からA社で勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者記録があり、所在の判明した23人に照会し、7人から回答を得られたところ、このうち自身の入社日を記憶していると回答した5人の被保険者記録を見ると、いずれも入社日から厚生年金保険に加入していることが確認できる上、これら同僚の中からは、「申立人とは毎月本社で開かれていた会議で会った記憶があり、私は入社と同時に社会保険に加入しているので、申立人も同じ取扱いであったと思う。」旨の陳述も得られたことなどから、当時、同社においては入社と同時に厚生年金保険の資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、申立期間当時の経理課長は、「A社は、正社員の場合、入社と同時に厚生年金保険と雇用保険はセットで加入していた。」と陳述しているところ、

申立期間当時に記録のある同僚の雇用保険の記録を見ると、いずれも厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は一致しており、当時、A社においては厚生年金保険と雇用保険とは、同時に加入手続をしていたものと考えられ、申立人のみ社会保険の取扱いが異なっていたことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

これらを含めて総合的に判断すると申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 61 年 11 月の社会保険事務所の記録から、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和51年10月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年10月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和51年4月1日にA社へ入社し、同年10月15日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から、申立人は申立期間において同社で勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和51年10月31日以降の52年1月28日に受付された資格喪失届に基づき、51年3月から同年10月にさかのぼって資格を喪失している者が申立人を含め計72人認められ、その主な内訳は、同年3月31日にさかのぼって資格を喪失している者が11人、同年4月30日にさかのぼって資格を喪失している者が33人、また、申立人と同様に同年5月31日にさかのぼって資格を喪失している者が21人などとなっている。

さらに、これらさかのぼって資格を喪失された72人の中には、当該資格喪失日より後に標準報酬^{てきぎゅう}月額の随時改定及び定時決定が行われたことが記録されているところ、遡^{さく}及して資格喪失手続が行われた結果、これらの随時改定及び定時決定の結果をバツ印により取消しされている者が半数以上の40人に及

んでいることが確認できるほか、資格喪失後に健康保険被保険者証等の再発行
手続が行われたことになっている例も複数認められるが、係る処理を行う合理的
理由は見当たらない。

他方、申立人と同様に昭和 51 年 4 月 1 日に入社し、さかのぼって同年 5 月
31 日付けで資格を喪失している複数の同僚は、「昭和 51 年 10 月に A 社が閉
鎖されるまでは、会社は通常の事業活動を行っており、申立期間当時において、
申立人を含め業務内容、勤務時間及び給与手取額等において変更は見られず、
厚生年金保険料も同年 10 月までは給与から控除されていた。」旨の陳述をし
ている。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和 51 年 5 月 31 日に資格を
喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効な
ものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の
翌日である同年 10 月 16 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 51
年 4 月の社会保険事務所の記録から 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の36万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成19年12月13日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における同年12月13日の標準賞与額に係る記録を78万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月6日から20年1月1日まで
② 平成19年12月13日

年金の請求手続を行った際に、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与よりも低額であることが判明した。その後、同社から記録訂正の届出が行われたが、申立期間①については、既に時効が成立していることから、訂正後の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

また、A社から支給を受けていた申立期間②の標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細

書を提出するので、申立期間②の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初36万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年3月5日に36万円から47万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（47万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（36万円）となっている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人提出の賞与明細書の写し及びA社提出の賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間②において、その主張する標準賞与額（78万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務過誤を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和61年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B工場に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の記録及び同社の人事台帳並びに在職証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和61年8月1日にA社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和61年9月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る被保険者資格取得届に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和61年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における労働者年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は19年5月5日であると認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年5月5日まで

私は、在学中の昭和16年1月ごろにA社（現在は、B社）に実習生として入社し、同年4月に同社D工場E部門に配属となり、その後、18年6月に同社C工場に転勤し、軍隊に入営する直前の19年5月5日ごろまで勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が労働者年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるA社での勤務内容等を具体的に陳述している上、当該陳述内容は、オンライン記録から同社での労働者年金保険被保険者記録が有ることが確認できる複数の同僚の同社での勤務内容等に関する陳述と符合していることから、申立人は、当該同僚と同一職種の従業員として同社に勤務していたことが推認できる。

一方、昭和17年6月1日の労働者年金保険法施行に伴い、A社での申立人の被保険者台帳記号番号が払い出されていることが、被保険者台帳記号番号払出簿から確認できるものの、日本年金機構Fブロック本部G事務センターは、「A社に係る当時の被保険者名簿は存在しない。」旨回答しており、同社での申立人の資格喪失日に係る記録を確認することができない。

また、現存するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、後に復元

されたものと考えられるが、オンライン記録が有りながら同名簿に氏名が確認できない者及び同名簿において、資格を取得した旨記載されている被保険者の中には、資格取得日が旧台帳及びオンライン記録と一致しない者が多数確認でき、被保険者名簿の復元が十分に行われなかったことがうかがえる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る労働者年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の消失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な消失等から半世紀を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る労働者年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に消失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る当該事業所における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人が軍隊に入営する直前の19年5月5日ごろまで勤務したと陳述しているところ、同年5月15日に海軍に召集されていることが兵籍簿により確認できることから、同年5月5日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の同僚の標準報酬月額の記録からは、昭和17年6月から18年5月までは60円、同年6月から同年9月までは70円、同年10月から19年4月までは90円と判断できるものの、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が紛失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年4月21日に、資格喪失日に係る記録を同年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月21日から同年12月21日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、出稼ぎ労働者としてA社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、申立期間の前にも二度、出稼ぎ労働者として勤務しており、いずれも厚生年金保険加入記録が有る。申立期間に係る出稼労働者手帳及び雇入通知書を提出するので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の出稼労働者手帳及び雇入通知書並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社で出稼労働者として勤務したことが認められる。

また、上記の出稼労働者手帳及び雇入通知書から、申立人が出稼労働者としてA社で勤務したことが確認できる昭和60年11月15日から61年5月21日までの期間及び同年7月10日から同年12月21日までの期間については、オンライン記録において、当該期間と一致する被保険者記録が確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時、出稼労働者を厚生年金保険に加入させ、給与から保険料を控除していた。」と陳述しているほか、自身が出稼労働者であったとする複数の元従業員は、いずれも同社で勤務したとする期間と厚生年金保険被保険者期間が一致することがオンライン記録により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、雇入通知書における申立人の賃金日額がA社で勤務したいずれの期間も同額であることが確認できるため、申立人の同社における昭和61年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年4月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪国民年金 事案 4771

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで

私は、昭和47年ごろにA市で国民年金に加入し、以後私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

その後昭和59年ごろに、夫が病気を患い仕事ができなくなり収入が減り、生活が苦しくなったため国民年金保険料を納付することができず、2年ぐらいの間未納のままにしていた。しかし、その間に未納分を納付するようにとの催告と納付書が来ていたので、私とその納付書で夫婦二人分を納付していたことを覚えている。

その後、私が未納だった国民年金保険料を納付しようと思い、未納分の過年度納付書を月別に分けてもらい、その納付書で夫婦二人分の保険料を分けて金融機関で納付していた。

未納期間については私が全部納付したと記憶しており、自分たちに未納は無いものと思っていた。しかし納付記録を見ると、私と夫の申立期間の国民年金保険料が未納と記録されており、私だけが1月分納付されているなど不自然な納付記録とされている。

申立期間について、夫婦共に未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年ごろに、送られてきた納付書により、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて過年度納付したと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和62年5月の国民年金保険料(7,400円)を現年度納付していたが、同年5月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、重複納付となったことが同年10月に社会保険事務所(当時)により確認され、同年12月25日付で60年7月分(6,740

円)に充当し、残額(660円)を申立人に還付していることが確認できる。

また、当該還付充当記録には、送金(支払)通知書の作成年月日及び振り込み支払口座番号が記録されていることから記録内容に不合理な点は見られない。

したがって、申立人は、昭和62年10月時点において、申立期間の国民年金保険料が未納であったと考えられる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和61年1月から62年3月までの15か月の国民年金保険料を63年4月から平成元年4月までの13か月の間に10回に分割して過年度納付していることが確認でき、平成元年ごろまで過去の未納保険料を一括納付することはできなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、社会保険事務所から催告を受けた記憶が定かでないとしている上、納付した期間、納付時期及び納付金額などもよく分からないと陳述していることから、申立期間当時の納付状況を確認できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで

私は、独身時代に国民年金に加入していたが、しばらくは国民年金保険料の納付をしていなかった。その後妻が昭和47年ごろにA市で国民年金に加入したことを契機に、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。

その後59年ごろに、私が病気を患い仕事ができなくなり収入が減り、生活が苦しくなったため国民年金保険料を納付することができず、2年ぐらいの間未納のままにしていた。しかし、その間に未納を納付するようにとの催告と納付書が来ていたので、妻がその納付書で夫婦二人分を納付していたことを覚えている。

その後、妻が未納だった国民年金保険料を納付しようと思い、未納分の過年度納付書を月別に分けてもらい、その納付書で夫婦二人分の保険料を分けて金融機関に納付していた。

未納期間については妻が全部納付したと記憶しており、自分たちに未納は無いものと思っていた。しかし納付記録を見ると、私と妻の申立期間の国民年金保険料が未納と記録されており、妻だけが1月分納付されているなど不自然な納付記録とされている。

申立期間について、夫婦共に未納と記録されているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和62年ごろに送られてきた納付書により、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて過年度納付したと申し立てている。

しかし、一緒に国民年金保険料を納付したとする妻のオンライン記録を見ると、妻は、昭和62年5月の保険料(7,400円)を現年度納付していたが、同

年5月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、重複納付となったことが同年10月に社会保険事務所（当時）により確認され、同年12月25日付で60年7月（6,740円）に充当し、残額（660円）を申立人に還付していることが確認できる。

また、当該還付充当記録には、送金（支払）通知書の作成年月日及び振り込み支払口座番号が記録されていることから記録内容に不合理な点は見られない。

したがって、申立人の妻は、昭和62年10月時点において、申立期間の国民年金保険料が未納であり、一緒に保険料を納付したとされる申立人についても未納であったと考えられる。

さらに、妻のオンライン記録を見ると、妻は、昭和61年1月から62年3月までの15か月の国民年金保険料を63年4月から平成元年4月までの13か月の間に10回に分割して過年度納付していることが確認でき、平成元年ごろまで過去の未納保険料を一括納付することはできなかったと考えるのが自然である。

加えて、妻は、社会保険事務所から催告を受けた記憶が定かでないとしている上、納付した期間、納付時期及び納付金額などもよく分からないと陳述していることから、申立期間当時の納付状況を確認できない。

また、申立人の妻が申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、結婚後の昭和 38 年 4 月ごろに、自治会の役員さんから勧められ、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を、その役員さんを通じてしてもらった。申立期間の国民年金保険料は、加入時にその役員さんから「保険料をさかのぼって納められる。」と妻が聞き、夫婦二人分の保険料を 2 年分まとめてさかのぼって妻が役員さんに納付した。

その後の毎月の国民年金保険料も、自宅に集金に来る自治会の役員さんに、夫婦二人分、妻が納付していた。

年金を受給するころに、社会保険事務所（当時）からきた納付記録を確認すると、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付した妻の記録は納付済みで、私の分は未納とされていることに納得できないので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 4 月ごろに、その妻が A 市で自治会の役員を通じて夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料も妻が自治会の役員に渡したと申し立てている。

しかし、申立人及びその妻の国民年金加入時期をみると、申立人は、昭和 38 年 10 月 29 日に、妻は、41 年 6 月 1 日に、それぞれ国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人及びその妻の所持する国民年金手帳の発行日を見ると、国民年金手帳記号番号払出日の翌日及び同日が記載されていることが確認できるところ、申立人及びその妻は、同手帳が最初に交付されたものであると陳述して

おり、国民年金の加入手続を夫婦同時に行った事情がうかがえない。

さらに、申立人の妻は、国民年金加入時にその時点で未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料を過年度納付したと陳述しているところ、妻の申立期間に係る保険料は、妻の国民年金加入時期（昭和41年6月）から9年余り経過した昭和50年12月17日に、申立期間直後の38年4月から41年3月までの期間を含めて特例納付されていることがオンライン記録及び申立人の妻が所持する保険料の領収証から確認でき、この事実と符合しない。

加えて、申立人は、自治会の役員に過年度保険料を渡したと陳述しているが、A市の「昭和44年11月4日付のA市広報」を見ると、過年度保険料については「納付書で社会保険事務所の窓口で納めることになっています。」と記載されていることが確認でき、申立期間当時の取扱いと符合しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を過年度納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から40年4月までの期間及び45年1月から47年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から40年4月まで
② 昭和45年1月から47年2月まで

私は、昭和55年ごろ、A市役所に国民年金保険料を納付に行った際、窓口の職員から過去の未納となっている保険料を一括で納付できると言われ、保険料を計算してもらったら15万2,000円と説明された。

後日、納付書が送付されてきたので、15万円を生命保険から借入れ、家の近くの郵便局で納付したことを記憶している。

申立期間当時、未納となっていたすべての国民年金保険料を一括で納付したはずであると思っていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろに、その時点で未納となっていた国民年金保険料をすべて納付したはずであり、申立期間①及び②が未納であることはないと申し立てている。

そこで、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が昭和55年6月に、36年4月から39年5月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認でき、申立期間①及び②の保険料も同時に特例納付することは可能であったことが分かる。

しかし、申立人が特例納付したと記憶する国民年金保険料額(15万2,000円)は、特例納付の記録のある期間の保険料額と一致している上、申立人は、昭和55年6月時点(46歳)において、60歳到達まで保険料を完納したとしても年金受給権を確保するために必要な保険料納付済月数(300月)に*月足りない状

況であったことから、特例納付の記録のある 38 月分の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料をすべて納付するためには、2 枚の納付書が必要となるが、「納付書が送付されてきたのは一度だけであり、1 枚であった。」と陳述している。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から48年4月まで

私は、加入時期は定かではないが、区役所の窓口で父に国民年金に加入してもらい、昭和48年に会社勤めに入るまでの国民年金保険料を父に納めてもらった。それなのに申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

納付しているところは見えていないが、会社勤めに入る前に国民年金手帳及び領収書の引き継ぎを受け、その際、加入して納付しておいたということを父からはっきり聞いていたので、少なくとも全く納めていないということは考えられない。現在は領収書を紛失してしまい、証明するものが無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社勤めを始めた昭和48年5月までに、その父親がA市B区で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も父親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人は、昭和48年4月17日にA市B区で国民年金手帳の交付を受けていることが、申立人の所持する国民年金手帳から確認でき、申立内容と符合している。

しかし、国民年金手帳交付時点において、申立人の父親は、申立期間のうち、昭和45年12月以前の国民年金保険料を制度上納付できず、46年1月から47年3月までの保険料については過年度納付が可能であったが、納付を担当していた父親は既に死亡しており、当時の保険料の納付状況を確認できない。

また、申立人の所持する国民年金手帳の昭和47年度及び48年度の印紙検認記録欄を見ると、検認印が押されておらず、国民年金印紙検認台帳も切り離さ

れることなく残っていることが確認でき、昭和47年4月から48年4月までの国民年金保険料は現年度納付されていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、申立期間当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4776 (事案 197 及び事案 3344 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から49年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

昭和47年10月に夫婦で国民年金に加入した。その後は、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料月額1,000円を納めたにもかかわらず、自分の分だけ申立期間①が未納とされ、申立期間②が申請免除とされており納付できない。

さらに、加入後、毎月集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納めたにもかかわらず、夫の社会保険庁(当時)の記録が、昭和50年6月に申立期間①及び②を含む46年4月から50年3月までの48か月の保険料を一括で納付(特例納付21か月、過年度納付27か月)したことになる。

しかし、夫の国民年金保険料をまとめて納付したことはなく、昭和47年10月から毎月納付していたので、社会保険庁の納付記録が間違っているの訂正してほしいと夫が年金記録確認第三者委員会に申立てをした。この記録訂正の申立てが認められたら、一緒に保険料を納付していたとの新たな資料となるので、再申立てをしたが、夫の納付記録の訂正が認められなかった。

今回、夫が国民年金保険料をまとめて納付したことがなく、保険料を夫婦一緒に毎月納付したことを示す資料として、i)昭和50年当時に居住していた地域の婦人会が保険料を集金していたとの書面での証言、ii)私あての平成19年8月6日付けB社会保険事務所(当時)発行の被保険者記録照会回答票、iii)夫あての21年7月27日現在のB社会保険事務所発行の被保険者記録照会回答票、iv)私あての同年8月6日現在のB社会保険事務所発行の被保険者記録照会回答票、v)夫の被保険者記録照会(納付Ⅱ)及びvi)私の被保険者記録照会(納付Ⅱ)を提出する。

この資料が、国民年金保険料を夫婦一緒に毎月納付していたとを示す新たな資料となるので、再々申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号の払出しの時期をみると、申立人が昭和47年10月であるのに対して、夫は2年以上後の50年5月であることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、47年10月から集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立内容とは矛盾がみられる。

また、申立人は、集金人から夫が25年(300か月)の年金受給資格期間が確保できるからと加入を勧められたとしているが、昭和47年10月に夫が加入したとすれば60歳到達時には24年の加入期間しか確保できず、この点においても、申立内容とは矛盾がみられる。

ところで、夫の記録を見ると、昭和50年6月に申立期間①及び②を含む46年4月から50年3月までの48か月の国民年金保険料を一括で納付(特例納付21か月、過年度納付27か月)することによって、300か月の納付期間の確保が可能となったことが、特殊台帳の記録から確認できる。したがって、同年5月の国民年金の加入手続時において、受給権確保の観点から、特例納付及び過年度納付の組み合わせによる納付勧奨がなされたものと考えるのが相当である。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかったとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年6月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、国民年金保険料の納付を示す資料として、新たに申立人の夫に係る社会保険庁の保険料の納付記録が誤りであり、まとめて納付はしたことがなく、毎月、夫婦一緒に納付していたとして当委員会に記録の訂正を求めたが、当委員会で申立人の夫の記録の訂正は認められなかったことから、夫婦一緒に保険料を納付したことを示す資料は見当たらず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、再度、平成21年10月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に毎月納付したことを示す新たな資料として、i) 昭和50年当時に申立人夫婦がC市D町に住んでいたときの隣人が「当時、D町婦人会で一定の人(申立人夫婦)の年金を集めていたように思います。」との書面での証言、並びに資料ii)、iii)、iv)、v)及びvi)を提出し、再調査を行うよう申し立てしているところ、資料i)の隣人の証言について、この証言内容からは申立人が申立期間の保険料を納付していたことを具体的にうかがうことはできない。

また、資料ii)及びiv)について、申立人の被保険者記録照会回答票では厚生年金保険被保険者期間が、昭和31年3月21日から36年12月29日までとなっているのに、申立人の国民年金手帳に記載された資格取得日が同年4月1日となっていることは誤りであると主張しているところ、当該年金手帳は47

年10月31日に発行されたものであり、年金手帳を発行した市においては、当時、厚生年金保険被保険者期間を把握しておらず、国民年金の加入手続時に、加入者から聞き取った資格日を記載したものと考えられることから、申立人の国民年金の資格に関する記録に事務過誤があったとは言えない。なお、申立人は、平成17年に申立期間の未納の調査を依頼した時に国民年金手帳を預けたが、その後、預けた年金手帳ではなく新しい別の現在所持している年金手帳が返却されたと陳述しているところ、当該年金手帳に押された検認印の日付などから、この年金手帳が申立人の主張するような新しい別の年金手帳であるとは考え難い。

さらに、資料iii)について、申立人の夫の被保険者記録照会回答票の備考欄には、特例納付期間として昭和46年4月から47年12月までの期間しか記入がなく、過年度納付を含む4年分の国民年金保険料がまとめて納付されたとは書かれていないことから、申立期間の保険料は毎月納付したものであると主張しているが、社会保険事務所(当時)では、過年度納付は普通納付であり記載していないと説明しており、その説明内容は事務取扱に合致し矛盾は見当たらない。

加えて、資料v)について、申立人の夫の被保険者記録照会(納付II)では、昭和46年4月から50年3月までの納付記録が定額保険料を示す「A」と記録されているが、特例納付及び過年度納付であれば記号コードがK又はMで記録されるので、この記録は、特例納付及び過年度納付をしていない証拠であると主張しているところ、社会保険庁では、第2回特例納付のコード記号は「K」と定められているが、申立期間の納付記録を特殊台帳からオンライン記録として入力する際に「A」として入力したと説明している上、特殊台帳及び市の国民年金被保険者台帳から申立人の特例納付が確認できるとともに、過年度納付のコード記号は定額保険料を示す「A」と同じであることを踏まえると、この記録は、まとめて納付したことがないとの陳述と符合するものではない。

そのほか、資料v)及びvi)について、夫婦の被保険者記録照会(納付II)の納付記録では、申立人の申立期間のうちの昭和47年10月から49年3月までの18か月の国民年金保険料を納付した記録が、申立人の夫の納付していない46年4月から47年9月までを納付済みと誤って記録されたと主張しているが、申立人の同年10月から49年3月までの保険料は、特殊台帳及び市の国民年金被保険者台帳から未納であることが確認できる上、申立人の夫の46年4月から47年9月までの保険料は、特殊台帳及び市の国民年金被保険者台帳から特例納付されたことが確認できることから、申立人夫婦が主張するような誤りが生じたとは考え難い。

そのほか当初の当委員会決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4777 (事案 3343 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、毎月納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで

昭和47年10月に国民年金に夫婦で加入した。加入後は同年10月から50年3月まで、妻が毎月二人分の保険料を納付してきた。

しかし、社会保険庁(当時)の納付記録では、昭和50年6月に46年4月から50年3月までの保険料をまとめて納付した記録になっている。

国民年金保険料をまとめて納付したことはなく、毎月納付しており、この期間の社会保険庁の記録が間違っているのを訂正してほしいと申し立てたが、年金記録確認第三者委員会からは、社会保険庁の記録から、昭和50年6月に申立期間を含む46年4月から50年3月までの48か月の保険料(特例納付21か月、過年度納付27か月)を一括納付したと判断されるとの回答をもらった。

しかし、国民年金保険料をまとめて納付したことはなく、保険料を夫婦一緒に毎月納付したことを示す資料として、i)昭和50年当時に居住していた地域の婦人会が保険料を集金していたとの書類での証言、ii)妻あての平成19年8月6日付けB社会保険事務所(当時)発行の被保険者記録照会回答票、iii)私あての21年7月27日現在のB社会保険事務所発行の被保険者記録照会回答票、iv)妻あての同年8月6日現在のB社会保険事務所発行の被保険者記録照会回答票、v)私の被保険者記録照会(納付Ⅱ)及びvi)妻の被保険者記録照会(納付Ⅱ)を提出する。

この資料が、保険料を夫婦一緒に毎月納付していたことを示す新たな資料となるので、再申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期を

みると、申立人の妻の国民年金手帳記号番号が昭和47年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるが、申立人の手帳記号番号は50年5月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認できることから、47年10月に夫婦一緒に加入手続をしたとする申立人の陳述と符合しない。また、申立人の特殊台帳及び市の国民年金被保険者台帳から、50年6月に申立期間を含む46年4月から50年3月までの48か月の国民年金保険料（特例納付21か月、過年度納付27か月）を一括納付したことが確認できる。さらに、申立人の申立期間に係る保険料を毎月納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に毎月納付したことを示す新たな資料として、i) 昭和50年当時に申立人夫婦がC市D町に住んでいたときの隣人が「当時、D町婦人会で一定の人(申立人夫婦)の年金を集めていたように思います。」との書面での証言、並びに資料ii)、iii)、iv)、v)及びvi)を提出し、再調査を行うよう申し立てしているところ、資料i)の隣人の証言について、この証言内容からは申立人が申立期間の保険料を毎月納付していたことを具体的にうかがうことはできない。

また、資料ii)及びiv)について、申立人の妻の被保険者記録照会回答票では厚生年金保険被保険者期間が昭和31年3月21日から36年12月29日までとなっているのに、妻の国民年金手帳に記載された資格取得日が同年4月1日となっていることは誤りであると主張しているところ、当該年金手帳は47年10月31日に発行されたものであり、年金手帳を発行した市においては、当時、厚生年金保険被保険者期間を把握しておらず、国民年金の加入手続時に、加入者から聞き取った資格日を記載したものと考えられることから、申立人の妻の国民年金の資格に関する記録に事務過誤があったとは言えない。なお、申立人の妻は、平成17年に申立期間の未納の調査を依頼した時に国民年金手帳を預けたが、その後、預けた年金手帳ではなく新しい別の現在所持している年金手帳が返却されたと陳述しているところ、当該年金手帳に押された検認印の日付などから、この年金手帳が申立人の主張するような新しい別の年金手帳であるとは考え難い。

さらに、資料iii)について、申立人の夫の被保険者記録照会回答票の備考欄には、特例納付期間として昭和46年4月から47年12月までの期間しか記入がなく、過年度納付を含む4年分の国民年金保険料がまとめて納付されたとは書かれていないことから、申立期間の保険料は毎月納付したものであると主張しているが、社会保険事務所(当時)では、過年度納付は普通納付であり記載していないと説明しており、その説明内容は事務取扱に合致し矛盾は見当たらない。

加えて、資料v)について、申立人の被保険者記録照会(納付Ⅱ)では、昭

和 46 年 4 月から 50 年 3 月までの納付記録が定額保険料を示す「A」と記録されているが、特例納付及び過年度納付であれば記号コードがK又はMで記録されるので、この記録は、特例納付及び過年度納付をしていない証拠であると主張しているところ、社会保険庁では、第 2 回特例納付のコード記号は「K」と定められているが、申立期間の納付記録を特殊台帳からオンライン記録として入力する際に「A」として入力したと説明している上、特殊台帳及び市の国民年金被保険者台帳から申立人の特例納付が確認できるとともに、過年度納付のコード記号は定額保険料を示す「A」と同じであることを踏まえると、この記録は、まとめて納付したことがないとの陳述と符合するものではない。

そのほか、資料 v) 及び vi) について、夫婦の被保険者記録照会（納付 II）の納付記録では、妻の申立期間のうちの昭和 47 年 10 月から 49 年 3 月までの 18 か月の国民年金保険料を納付した記録が、申立人の納付していない 46 年 4 月から 47 年 9 月までを納付済みと誤って記録されたと主張しているが、妻の同年 10 月から 49 年 3 月までの保険料は、特殊台帳及び市の国民年金被保険者台帳から未納であることが確認できる上、申立人の 46 年 4 月から 47 年 9 月までの保険料は、特殊台帳及び市の国民年金被保険者台帳から特例納付されたことが確認できることから、申立人夫婦が主張するような誤りが生じたとは考え難い。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成3年3月までの期間及び4年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から平成3年3月まで
② 平成4年4月から同年8月まで

私は、昭和57年1月に父から会社を引き継いだとき、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格を喪失したが、その時は国民年金の加入手続を行っていなかった。その後、61年4月に国民年金の加入手続を行い、それ以降の国民年金保険料を銀行引き落としで納付していた。納付後には銀行より振替通知書が来ていた。納付のことは弟に任せていた。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと申し立てている。

申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の前後の被保険者番号の加入者の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号が平成5年5月ごろに払い出されていることが推定できる上、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄を見ると、昭和61年4月1日の資格取得日の記載とともに「5. 5. 7」の印字が見られることから、国民年金の加入手続を行ったのは平成5年5月であったものと推定でき、昭和61年4月に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、オンライン記録を見ると、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料の納付が確認できるところ、B市の被保険者名簿では、同期間の保険料が過年度納付であったことを示す記録となっていることから、加入手続時点でさかのぼって納付することが可能な当該期間の保険料を過年度納付したもの

と推測されるが、申立期間①の保険料は、時効により制度上納付することはできない。

申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の納付を申立人の弟に任せていたと陳述しているところ、オンライン記録を見ると、申立期間②前後の弟の保険料は、現年度納付されていることが確認できるが、申立人の平成4年9月から5年3月までの保険料は過年度納付を示す「A現自」の記録が確認できることから、納付状況は一致しない。

また、オンライン記録を見ると、平成6年9月7日に納付書が作成された記録が確認できるところ、国民年金保険料の納付状況から、この納付書を使用して4年9月から5年3月までの保険料を過年度納付したと推測されるが、申立期間②の保険料については、時効により制度上納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の弟は、既に亡くなっており、当時の事情を確認することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4779（事案 148 及び事案 2864 の再々申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 40 年 3 月まで

私は、高校を卒業してから、家業の父の手伝いをしていた。当時、市内で一番の老舗店であり経済的にも余裕があった。昭和 38 年 8 月以降の私の国民年金保険料は、母が家族の分と一緒に支払っていたはずである。

私は、自分の国民年金の記録のことで親族に迷惑をかけたくなかったので、1 回目及び 2 回目の年金記録確認第三者委員会へ申立ての際には、親族に対して同第三者委員会から事情を聴取することを希望しなかった。しかし、私が家業を継いだにもかかわらず、当時同居して国民年金に加入していた家族のうちで、私のみ申立期間が未納であるのはどうしても納得できない。納付を担当していた母は死亡して事情は聞けないが、今回は、私の姉、兄及び妹に対して直接当時の事情を聴取して構わないので再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和 40 年 4 月 21 日の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立期間の国民年金保険料について過年度納付が必要であったが、納付が行われた形跡をうかがうことができなかつたほか、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親も既に死亡しているため、考慮すべき事情を見いだすことができなかつたとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 5 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再度の申立てにおいて、国民年金保険料の納付を示す資料として新たに A 市が保有する申立人の姉及び兄の納付記録を提出したが、申立期間当時同居していた申立人の父親、母親及び叔母を含め 5 人の国民年金手帳記号番号は

すべて昭和 36 年 4 月までに払い出されており、申立人の手帳記号番号の払出日である 40 年 4 月とは相違し、この資料で申立人の保険料の納付を確認できるものではなく、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成 21 年 7 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その姉、兄及び妹に対して当時の事情を聴取して審議してほしいと申し立てたことから、申立人の姉、兄及び妹それぞれに当時の事情を聴取したが、その陳述内容からは申立人の申立期間の国民年金保険料の納付を確認できる事情を酌み取ることはできず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から45年9月まで

私は、大学を卒業し、昭和45年10月に会社に就職したが、この時父親が、私の国民年金保険料について、「今までの保険料はかけておいた。」と言って、年金手帳を見せてくれたことを覚えている。この時の年金手帳はどうなったか分からないが、41年10月ごろから間違いなく父親が私の保険料を納付しているはずであり、申立期間の国民年金が未加入及び未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年10月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、申立期間中にA市、B市及びC市に居住していたとしているが、A市によると、国民年金保険料納付時の手帳記号番号が検索できる検認カード検索票において、申立人の手帳記号番号が見当たらないとしている上、B市及びC市によると、国民年金に加入した場合に作成される申立人の被保険者名簿が見当たらないとしており、これらのことを踏まえると、申立期間は、申立期間当時においては未加入期間であったものと推認され、この場合、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせ

る事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年4月までの期間、同年12月から54年4月までの期間及び同年9月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から48年4月まで
② 昭和48年12月から54年4月まで
③ 昭和54年9月から56年3月まで

私は、冬場はA職として、夏場は海外で仕事をし、住所地にほとんどいなかったため、離職の都度、母親が私に代わって国民年金の手続をしてきていたと聞いている。

申立期間の国民年金保険料については、納付した母親が亡くなっているため詳しくは分からないが、「失業中の年金手続をしておいた。」と聞いていたので、間違いなく納めていると思う。

申立期間が未加入で未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、昭和56年9月ごろであると推認され、この時点では、申立期間①、②及び③の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人が所持する国民年金手帳及びB市の国民年金被保険者検認台帳によると、申立人の国民年金の資格取得日は、昭和56年9月1日と記載されていることが確認できることから、申立人が申立期間において、国民年金の被保険者として取り扱われていたとは考え難い。

さらに、申立期間は8年以上に及び、これほどの期間にわたって連続して行

政機関が事務的過誤で記録漏れをしたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、その状況が不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から53年3月まで

私は、昭和50年5月に会社を退職後、A市役所B支所で国民年金に加入した。国民健康保険と同時に加入手続を行ったことは記憶しているが、そのほか手続の詳細については覚えていない。

加入後、国民年金保険料は夫名義の銀行口座で振替により納付していたはずであり、申立期間の保険料が夫は納付済みであるのに、私だけが未納となるはずがなく納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後番号に存在する任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金への加入手続時期は、昭和53年9月ごろと推認でき、このことは、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿の資格取得の原因等欄に「53. 9. 26」の日付印が確認できる状況とも一致していることから、申立人についてはこの時期に加入手続が行われ、その際、申立人が最後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した50年5月18日にさかのぼって国民年金の資格を取得したものと推認できる。この場合、上記加入手続時点より前において、申立期間は未加入期間となることから、制度上、申立期間中に国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、上記加入手続時点において、申立期間のうち、昭和51年6月以前の期間に係る国民年金保険料については、制度上、時効により既に納付することはできず、同年7月から53年3月までに係る保険料については、過年度保険料として遡^{そきゅう}及納付することは可能であったものの、当該期間について遡及納付したとすることは、現年度保険料しか行えない口座振替により、遅滞なく現年度納付してきたとする申立内容とは一致しない上、申立人自身も過年度の未納

保険料をまとめて納付した記憶は無いとしていることに鑑^{かんが}みると、申立人については、加入手続を行った年度以降から現年度納付を開始したの^{もの}と考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録より各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から同年12月まで

私は、B市で勤務していた会社を昭和46年8月に退職したので、翌月、実家のA市に帰り、市役所で転入手続を行った。その時、窓口の職員から「国民の義務だから支払ってもらわなければなりません。」と言われ、金額は覚えていないが、かなり高額のお金を言われるままに納付した。当時は、年金について全く知識が無く、国民年金手帳及び領収証書も受け取っていないが、市役所で納付したお金は、国民年金保険料であったのではないかと思う。

申立期間の納付記録が無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格については、申立人が結婚後、C市に居住していた昭和57年6月25日に初めて任意加入被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録により確認できるとともに、申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金の資格取得日及び申立人の国民年金手帳記号番号の払出日とも一致していることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、実家のA市において申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールにより確認するとともに、オンライン記録により旧姓を含む各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、同市役所において、年金手帳を受け取っていないと申し立てている上、当時、転入手続は行ったが、国民年金の加入手続を行っ

た記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年3月まで

私は、会社を退職後の昭和48年1月にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、同年4月に結婚してB市C区に転居した。

国民年金保険料については、結婚後、C区役所から送付されて来る納付書で、夫が仕事の合間に区役所の窓口又は銀行で納付してくれていた。

申立期間の納付記録が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和48年1月にA市で国民年金の加入手続きを行い、同年4月に結婚し、B市C区に転居したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日等により、同年1月にA市において払い出されていることが確認でき、申立人の主張と一致しているものの、申立人の住所について住民票を見ると、申立人については、53年8月にD市から現在のC区の住所に転入したことが記載されている。このことについて、申立人に改めて当時の事情を聴取したところ、結婚当初は、夫の実家であるB市E区に居住し、1か月ほど後にC区に転居して夫婦で居住していたが、事情があつて、申立人のみ住民票を友人宅のD市に異動していたことがあると陳述している。したがって、申立人の国民年金に関する住所変更手続きが適時に行われなかった可能性がうかがえる。

また、申立人は、申立人の国民年金保険料の納付済期間である申立期間直後の昭和51年4月から61年1月までの期間について、一部の期間を除き、12枚の領収証書を所持しているところ、これらの納付期間及び領収日は、申立人の特殊台帳及びオンライン記録と一致しているとともに、申立期間直後の51年4月から同年6月までの領収証書は欠落しているものの、所持する一連の領

収証書のうち、最も古い同年7月から同年9月までの領収証書のみが、手書きで作成されている上、同年10月から同年12月までの保険料と一緒に同年11月11日にまとめて納付されているほかは、その領収日等から口座振替により納付しているものと推認されることなどを踏まえると、申立期間後の同年11月から申立人に係る保険料の納付が開始されたものとみるのが自然である。

さらに、前述のとおり、昭和48年1月にA市において払い出されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったところ、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は3年間以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の領収証書及び行政側の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人の所持する領収証書及びオンライン記録等を見ると、昭和53年度以降の国民年金保険料は、1年前納により納付していることが確認できるところ、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の夫は、1年分の保険料をまとめて納付してきたことはよく覚えているが、その開始時期及びそれ以前の保険料の納付方法等については、記憶が定かではないと陳述している上、夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から57年3月まで

両親は自営業で、二人共当初から国民年金に加入するとともに、付加年金にも加入しており、国民年金について関心が深かったため、昭和56年5月当時、当時は学生であったが、母が私の国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間に納付記録が無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の第3号被保険者の届出日等から、申立人が会社を退職後の昭和63年2月に行われたものと推定されるとともに、申立人の所持する年金手帳を見ると、同社を退職した62年12月21日に初めて国民年金の強制加入被保険者の資格を取得したことが記載され、当時申立人が居住していたA市における申立人の被保険者名簿の資格取得日及びオンライン記録による当初の資格取得日(平成21年1月になって、厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和62年12月22日に記録訂正)と一致していることから、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立人が昭和56年5月当時に国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人も、国民年金

手帳は、現在所持する年金手帳のみであると陳述している。

さらに、申立人の母親は、申立期間当時の昭和 56 年度の家計簿に国民年金保険料として 11 万 4,760 円の金額が記載されており、これが申立人の申立期間及び母親二人分の保険料を一緒に納付した証拠であると主張しているが、当該保険料額は、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの 12 か月に係る付加保険料を含めた二人分の 1 年前納保険料額と一致している上、申立期間は 56 年 5 月以降の 11 か月間であることなどを踏まえると、当該保険料は、既に付加年金を含めて国民年金に加入していた申立人の両親二人分の保険料であるとみるのが自然である。

加えて、前述の家計簿のほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から54年12月まで

夫婦の国民年金保険料については、納付書が送付されて来ると、妻が必ず銀行又は郵便局で納付してくれていたのに、夫婦共に保険料の納付済期間途中の申立期間のみが未納とされていることは不思議である。

納付記録が抜けていないか、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の被保険者名簿を見ると、B市C区から転入し、昭和45年4月6日に国民年金に係る住所変更手続きが行われたことが確認できるが、同年4月以降のA市における夫婦の国民年金保険料については、現年度による納付記録が無い上、47年7月20日付けで「所在不明」の表示が確認できる。このことに関して、申立人は、同市の住所は申立人の姉の自宅の住所であるとした上で、妻が39年にB市D区で開業して以来、夫婦共に店舗の2階に居住しており、申立人の子供については、C区の妻の実家で妻の母親に預けていたが、妻の母親が亡くなったため、子供をA市の申立人の姉に預かってもらうようになったと陳述していることなどを踏まえると、このことを契機に、夫婦に係る住民票を子供と一緒に、妻の実家であるC区から申立人の姉の住むA市へ異動したものとみるのが自然であり、それ以降も、夫婦は引き続きD区に居住し、申立人の子供が夫婦の居住するD区内の中学校へ入学する際に、住民票を異動したとしており、住民票を異動したとする同区における夫婦の被保険者名簿を見ると、57年4月12日になって、同区への国民年金に係る住所変更手続きが行われたことが確認できることから、A市においては不在被保険者として処理され、現年度保険料の納付書が送付されなかった可能性がうかがえる。

また、申立人夫婦の特殊台帳によると、第2回目の特例納付実施期間の最終

月である昭和 50 年 12 月 24 日に、それまで国民年金保険料の未納期間であった 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、39 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から 47 年 12 月までの期間の保険料を特例納付するとともに、48 年 1 月から申立期間直前の 50 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間については、夫婦共に保険料の未納期間となっている。

さらに、申立人に係る D 区の被保険者名簿の備考欄には、昭和 58 年 2 月 25 日現在の納付記録として、36 年 4 月から申立期間直前の 50 年 3 月までの期間 (168 か月) のみが国民年金保険料の納付済期間と記載され、特殊台帳及び A 市の被保険者名簿の納付記録と一致している上、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の 55 年 1 月から 57 年 3 月までの過年度期間について、納付書を 5 枚に分割して交付したことが具体的に記載されているとともに、申立人に関し「余裕がない事は、説明済み」との記載が確認できるところ、これは、58 年 2 月時点で、5 年*月生まれの申立人の年金受給資格期間である 24 年 (288 か月) を確保するためには、当該過年度期間の保険料を納付し、今後 60 歳まで保険料を納付しても納付済期間は 290 か月であることから、2 か月しか「余裕がない」ことを意味するものと推認でき、これらの内容自体に特段不合理な点は認められず、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、夫婦共に 58 年 2 月に、当該期間の保険料をまとめて過年度納付していることが確認できる。このことから、この時点において、制度上、納付が可能な期間の保険料をさかのぼって納付したものであり、申立期間は、制度上、既に時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、申立人の妻が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を、送付されて来る納付書で納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は 4 年間以上に及び、このような長期間にわたり、納付記録が夫婦同時に、かつ、毎回連続して欠落することは考え難い。

このほか、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書控え等) は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から54年12月まで

夫婦の国民年金保険料については、納付書が送付されて来ると、私が必ず銀行又は郵便局で納付していたのに、夫婦共に保険料の納付済期間途中の申立期間のみが未納とされていることは不思議である。

納付記録が抜けていないか、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫に係るA市の被保険者名簿を見ると、B市C区から転入し、昭和45年4月6日に国民年金に係る住所変更手続きが行われたことが確認できるが、同年4月以降のA市における夫婦の国民年金保険料については、現年度による納付記録が無い上、47年7月20日付けで「所在不明」の表示が確認できる。このことに関して、申立人は、同市の住所は夫の姉の自宅の住所であるとした上で、申立人が39年にB市D区で開業して以来、夫婦共に当該店舗の2階に居住しており、申立人の子供については、C区の申立人の実家で申立人の母親に預けていたが、母親が亡くなったため、子供をA市の夫の姉に預かってもらうようになったと陳述していることなどを踏まえると、このことを契機に、夫婦に係る住民票を子供と一緒に、申立人の実家であるC区から夫の姉の住むA市へ異動したものとみるのが自然であり、それ以降も、夫婦は引き続きD区に居住し、申立人の子供が夫婦の居住するD区内の中学校へ入学する際に、住民票を異動したとしており、住民票を異動したとする同区における夫婦の被保険者名簿を見ると、57年4月12日になって、同区への国民年金に係る住所変更手続きが行われたことが確認できることから、A市においては不在被保険者として処理され、現年度保険料の納付書が送付されなかった可能性がうかがえる。

また、申立人夫婦の特殊台帳によると、第2回目の特例納付実施期間の最終

月である昭和 50 年 12 月 24 日に、それまで国民年金保険料の未納期間であった 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、39 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から 47 年 12 月までの期間の保険料を特例納付するとともに、48 年 1 月から申立期間直前の 50 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間については、夫婦共に保険料の未納期間となっている。

さらに、申立人の夫に係る D 区の被保険者名簿の備考欄には、昭和 58 年 2 月 25 日現在の納付記録として、36 年 4 月から申立期間直前の 50 年 3 月までの期間(168 か月)のみが保険料の納付済期間と記載され、特殊台帳及び A 市の被保険者名簿の納付記録と一致している上、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の 55 年 1 月から 57 年 3 月までの過年度期間について、納付書を 5 枚に分割して交付したことが具体的に記載されているとともに、申立人の夫に関し「余裕がない事は、説明済み」との記載が確認できるところ、これは、58 年 2 月時点で、5 年*月生まれの申立人の夫の年金受給資格期間である 24 年(288 か月)を確保するためには、当該過年度期間の保険料を納付し、今後 60 歳まで保険料を納付しても納付済期間は 290 か月であることから、2 か月しか「余裕がない」ことを意味するものと推認でき、これらの内容自体に特段不合理な点は認められず、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、夫婦共に 58 年 2 月に、当該期間の保険料をまとめて過年度納付していることが確認できる。このことから、この時点において、制度上、納付が可能な期間の保険料をさかのぼって納付したものであり、申立期間は、制度上、既に時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を、送付されて来る納付書で納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は 4 年間以上に及び、このような長期間にわたり、納付記録が夫婦同時に、かつ、毎回連続して欠落することは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から54年3月まで

結婚後、夫が自営業を始めたので、区役所で夫と一緒に国民年金の加入手続をした。

申立期間の国民年金保険料については、詳しい金額等は思い出せないが、送付されて来た納付書に現金を添えて、夫の保険料とともに郵便局の窓口で納付していた。

申立期間に係る国民年金保険料を夫婦一緒に納付したことは間違いないので、夫のみ納付済みとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫と共に国民年金に加入したと申し立てているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年1月10日にA市B区で払い出されている一方、夫の手帳記号番号は、その5年前の50年5月10日に同区で払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和50年2月から52年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、53年1月から54年3月までの保険料については、過年度納付することは可能ではあるものの、申立人の夫は当該期間の保険料については現年度納付しており、夫と共に保険料を納付したとする陳述と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から57年3月まで

昭和55年5月ごろに国民年金に関する加入勧奨の通知が送付されてきたので、時期は定かではないが、区役所に出向き、自分自身で加入手続きを行ったと思う。

申立期間当時、働いていたので、給料から毎月4,000円から5,000円を保険料額として別に残しておき、数か月に一度、納付書に現金を添えて定期的に郵便局で納付していた。

申立期間について、未納催告を受けた記憶は無く、きちんと納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和57年5月11日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人は定期的に納付書に現金を添えて郵便局で納付したとしており、さかのぼって納付した記憶は無いとしている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取るとうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月31日から20年12月11日まで
船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務し、B船に乗っていた加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は船員保険被保険者資格の喪失日から約3年10か月後の昭和24年7月7日に支給決定されていることが確認できる。当時は、厚生年金保険及び船員保険交渉法制定前であり、再び船員になる予定がなければ船員保険の被保険者期間は将来の年金給付に反映されることはなかったことから、A社を退職後、船員保険の加入記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない。

また、申立人の船員保険被保険者台帳(旧台帳)においても脱退手当金の支給記録とその算出事跡が確認できる上、事業所が保管する脱退手当金厚生省提出控を見ると、申立人の脱退手当金請求書が、昭和24年2月26日付けでC県に提出されたことが確認でき、当該提出控に記載されている申立人の住所は、支給決定当時の申立人の住所である。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年12月8日から20年8月15日まで
② 昭和22年12月1日から24年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①はA社(現在は、B社)C工場で勤労働員学徒として、申立期間②はD社E支店でF業務従事者として勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶している元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社C工場で勤労働員学徒として勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料は何も残っておらず、申立人の勤務及び保険料控除は不明である。」と回答している。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、前述の元同僚の氏名は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間について、「厚生年金保険料が控除されていたかどうか覚えていない。」としているところ、申立人同様に勤労働員学徒であったとする前述元同僚は、自身の厚生年金保険の加入について、「学徒動員されていたので加入していなかったと思う。」と陳述している。

加えて、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号。19年6月1日以降は、厚生年金保険法施行令)及び昭和19年厚生省告示第50号(通年勤労働員学徒指定)により、厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっていた。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、D社E支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社E支店は昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、D社も同年に廃止されていることから、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、D社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員5人に照会し3人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

さらに、申立人は、D社E支店での勤務内容について、「F業務を行っていた。」と陳述しているところ、上記照会に回答の有った者の一人は、「D社E支店では、G業務をする人はいたが、F業務をする人はいなかった。F業務等は別の者が行い、D社社員はG業務のみを行っていた。」と陳述し、別の一人は、「F業務を行っていた人は、下請だったと思う。」と陳述している。また、申立人が申立期間直後に被保険者記録の有るH社の元従業員も、「D社で働く者が、F業務をすることはなかった。」と陳述している。

加えて、申立人は、「D社E支店のすべての従業員に配給が多くあり、当時高価だった商品などの特別配給もあった。また、同社の解散に当たっては、社員に対しきちんとした説明は無かった。」と陳述しているところ、上記照会に回答の有った者の一人は、「配給については一切無かった。また、解散の説明はきちんと行われ、当時解散反対署名運動をしている上司もいた。」と陳述しており、申立人の陳述と符合しない。以上の事情を踏まえると、申立人が、申立期間にD社E支店の従業員として勤務していたことを推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 19 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の雇用証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「申立人は、時給制スタッフとして雇用していたが、申立期間当時、時給制スタッフの場合、基本的に採用された月については社会保険に加入させていなかったため保険料控除はしていない。」としているところ、同社保管の平成9年源泉徴収簿を見ると、申立期間の給与(平成9年12月分)に係る社会保険控除額欄は空欄であり、控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 21 日から 6 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。

しかし、A社には、昭和 63 年 12 月から平成 6 年 8 月まで勤務しており、途中で一度退職したときも数か月後には復職したので、申立期間ほども長い間、厚生年金保険に未加入であったはずがない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が、申立期間の一部においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 10 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、オンライン記録を見ると、申立人が申立期間当時の同僚であり申立人がA社を最終的に退職する時点でまだ在職していたとする者は、申立期間において約 1 年 8 か月間の未加入期間が有り、申立人が同社の社員であったと陳述している者二人は、同社における被保険者期間が見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人の上司であった者は、「私も、A社又は同社の親会社であるB社で勤務していた申立期間当時に約 2 年間の未加入期間が有る。しかし、その期間は健康保険被保険者証の交付を受けていなかったため、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったように思う。」と陳述している。

加えて、商業登記の記録により、申立人は、申立期間に一部重複する平成 5

年3月から6年11月までA社の取締役^{取締役}に就任していることが確認できるところ、同社の取締役であった者10人（申立人を含む。）についてオンライン記録を見ると、そのうち5人は、取締役就任期間の全部又は一部の期間において厚生年金保険に未加入となっている。

これらのことから、申立期間当時、A社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社に係るオンライン記録において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、^{そきゅう}遡及訂正等の不自然な処理も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月から37年1月3日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。B市の会社に勤務していたときの同僚で、私より半年から1年ほど先にA社に入社し勤務していた者の紹介で、昭和35年の初めごろ、友人二人と一緒に同社に入社し、上司の指示によってC社に移るまでの2年間勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の関連資料を保管しておらず、当時のことが分かる者もない。」としており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、申立人は、友人二人と一緒にA社に入社したとしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該二人も申立期間における加入記録が無い上、そのうち一人は、「申立期間当時の記憶は定かでない。」と陳述しており、ほかの一人は既に死亡しているため、同人たちからも申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録の有る元従業員26人に照会し14人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

加えて、申立人は、既にA社に勤務していた知人の紹介で、同人より半年から1年ほど遅れて、昭和35年1月に同社に入社したとしているところ、前述の被保険者名簿によると、当該知人に該当すると推認できる者の資格取得日は

同年11月1日であり、申立人の陳述と符合しない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

一方、申立人は、昭和37年1月に、A社の上司の指示によりC社に移籍したとしているところ、オンライン記録によると、申立人が申立期間の終期である同年1月3日に同社で被保険者資格を取得していることから、申立人が申立期間も同社で勤務していた、又は同社で厚生年金保険に加入していた可能性を考慮し、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立人の加入記録は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、当該被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し6人から回答を得たが、そのうち多くの者が、両社は関連企業で従業員の異動もあった旨陳述しているものの、申立人を記憶している者はいない。

このほか、申立人には、申立期間に係る保険料控除について明確な記憶が無く、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から32年7月16日まで
厚生年金保険の受給手続のために社会保険事務所(当時)に行ったところ、A社に勤務した期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
A社C支店を退職後、仕事を探すためB市に行ったので脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求した記憶は無く、受給していないと申し立てている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社C支店において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約1年2か月後の昭和33年9月8日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、脱退手当金支給に係る詳細な記録(支給金額、資格期間及び支給年月日等)が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいわがわれない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいわがわれない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで
② 昭和 40 年 2 月 25 日から同年 4 月 7 日まで
③ 昭和 40 年 4 月 10 日から 43 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 4 月 10 日に A 社に B 業務従事者として入社し、43 年 1 月 1 日まで勤務した。

社会保険事務所（当時）の記録によると、C 社、D 社及び A 社に係る厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとされている。

いつか就職するつもりであり、また、当時蓄えもあったので、脱退手当金を受ける意思は無く、脱退手当金を受けたことは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給した記憶も無いと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人に係る脱退手当金は、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 11 か月後の昭和 43 年 12 月 6 日に支給決定されていることが確認できる。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 社を退職した約 1 年 9 か月後の昭和 44 年 9 月 17 日に払い出されているほか、オンライン記録において、申立人の国民年金保険料は、その 7 か月後の 45 年 4 月から納付されていることが確認できる。

また、申立人は、A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失後、厚生年金保険への加入歴が無いことなどを踏まえると、申立人が当時、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月ごろから 44 年 11 月 7 日まで
② 昭和 54 年 5 月ごろから 62 年 11 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 42 年 8 月ごろから 47 年 10 月まで、A社に正社員として在籍し、B業務等を担当していた。

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社での資格取得日は昭和 44 年 11 月 7 日とされている。

また、申立期間②については、昭和 54 年 5 月ごろから平成 4 年 6 月まで C社に正社員として在籍し D業務を担当していたが、同社での資格取得日は昭和 62 年 11 月 1 日とされている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の資格取得日は、昭和 42 年 9 月 22 日と記録されているほか、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社で勤務していたことが推認される。

しかしながら、当時、A社において面接を担当していた上司は、「当時、入退社が頻繁にあったことから、本人の強い希望がない限り、通常は 1 年程度の勤務実績がないと社会保険に加入させていなかった。」旨の陳述をしているほか、ほかの複数の同僚も同趣旨の陳述をしている。

また、申立人は、同職種の同僚として 9 人の氏名を挙げているが、このうち 2 人には、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録が確認できない上、申立人が入社した時点では既に在職していたとする同僚 3 人の被保険者資格の取得日は、いずれも申立人が入社したとする昭和 42

年8月から1年以上も後になっていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間中に被保険者資格を取得している同僚20人に照会したところ、自身の勤務期間を記憶していた11人のうち8人は、「自身が記憶している勤務期間より被保険者期間は短く一致していない。」と回答していることなどから判断すると、当時、A社においては、入社と同時に社会保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時の社会保険事務責任者であった役員及び同事務担当者は、いずれも死亡又は連絡先が不明のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について事情照会することができないほか、A社は、「事業主は高齢のため、事情を聞くことができない上、資料も残っておらず、申立人の勤務実態及び社会保険の手続等については不明。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかったほか、上記被保険者名簿において申立期間中の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和54年5月ごろにC社に入社し、1年半から2年程度は同社の本社において勤務した後、同社支店及び関連事業所に勤務していたと陳述しているところ、複数の同僚からも、申立人は、申立期間当時、同社の関連事業所であるE社、F社及びG社に勤務していた旨の陳述が得られた。

しかしながら、申立人が申立期間中に勤務していたとする関連事業所のE社、F社及びG社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人と同様に、これら関連事業所に勤務していた同僚からは、被保険者記録の無い期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていたとする陳述は得られなかった一方、「これら関連事業所では社会保険に加入しておらず、その後、C社の本社で加入できると言われたので加入を希望した。」旨の同僚陳述もあった。

また、申立人は、昭和60年4月及び62年4月の社員旅行の際に撮影された集合写真を提出しているところ、60年4月の写真に写っている男子15人のうち申立人を含め7人、62年4月の写真に写っている男子16人のうち申立人を含め5人については、いずれも当時の被保険者記録は無く、さらに、申立人がE社において上司であったとする者についても、当時の被保険者記録は確認できない。

加えて、上記同僚からは、「当時、C社本社に在籍していた者は社会保険に加入していたが、法人格の無い関連事業所に在籍していた者は社会保険に加入していなかったため、不公平だと感じた記憶がある。」旨の陳述をしているほ

か、昭和 51 年ごろから 58 年ごろまで、E 社及び G 社等に勤務していた同僚は、「当時、これら関連事業所を内部的には支店と呼称していたが、実際は、C 社の支店ではなかった。」旨を陳述しているところ、同人の国民年金の記録をみると、関連事業所に勤務していた期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、当時の事業主は既に死亡しているため、事情照会できないほか、当時の社会保険事務担当者（3 人）からも、所在不明等のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できないほか、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月3日から39年3月1日まで

私は、昭和29年5月3日からA社に約10年間勤務した。

しかしながら、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社(その後、B社として法人化)の所在地及び業務内容等を具体的に記憶していることから判断すると、申立期間当時、同社に勤務していたものと考えられる。

しかしながら、A社は、B社として法人化した後の昭和45年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない期間に当たる。

また、B社の事業主は所在が不明である上、申立人は、申立期間当時、同僚はいなかったとしており、これらの者から申立人の申立期間に係る保険料控除の状況を確認することはできなかった。

さらに、申立人の国民年金被保険者記録を見ると、申立人は、申立期間中の昭和37年7月20日に国民年金手帳記号番号が払い出されている上、同年4月から38年3月までの期間は、申請により保険料が免除されていることも確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月1日から61年4月1日まで

私は、昭和47年8月にA社（現在は、C社）B支店に入社した。

昭和51年ごろからの給与支給額は、昇給により41万円ぐらいとなったが、社会保険庁（当時）における標準報酬月額の記録は、これより低くなっている。

当時の資料は処分してしまったが、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店における申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てている。

しかし、C社は、「当時の賃金台帳等の資料は残っておらず、申立人に対する給与支払額及び保険料控除額については不明。」と回答している。

また、雇用保険の記録において、申立人のA社B支店における離職時賃金日額を基に算出した離職時前の賃金月額と申立人の資格喪失時における標準報酬月額は相違していないほか、同社が加入していたD厚生年金基金の業務を引き継いだE企業年金基金は、「当基金が保管する資料によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、社会保険庁の記録とすべて一致していた旨が記載されている。」と回答している。

さらに、申立人と同じくA社B支店に在籍していた複数の同僚に対して、同社における標準報酬月額の届出状況及び保険料控除等について事情照会したところ、「事実と反して標準報酬月額が低く届け出られている。」と回答している者は見当たらないほか、オンライン記録において、これら同僚の標準報酬月

額の記録が遡^{そきゅう}及して訂正された形跡も認められない。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していない上、同僚からも当時の給与明細書等の提示は得られず、このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 1 日から平成 4 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 3 月に A 社を退職後、求職活動をしていた時に同社の元上司から B 社に来るよう誘われた。同社における給料は、A 社のころとほとんど変わらず、福利厚生制度もあるとのことであったので入社した。

ねんきん定期便において標準報酬月額を確認したところ、A 社退職時の標準報酬月額は 24 万円となっているのに、B 社における資格取得時の標準報酬月額は 16 万円となっており、あまりに低くなっているのが驚いた。

B 社を退職した際に雇用保険を受給したので、調べてもらえば分かると思う。申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に応じた額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社に係る申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間当時の給与明細書を所持している同僚の給与支給額を調査したところ、同人の給与支給額は、全期間においてオンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致しているほか、保険料控除額もオンライン記録上の標準報酬月額に基づく金額と一致していることが確認できる。

また、上記同僚及び B 社に係るオンライン記録から抽出した同僚に対して、

同社における標準報酬月額の出状況及び保険料控除について事情照会したものの、事実に反して標準報酬月額が低く届けられていると回答した者は見られないほか、オンライン記録において、これら同僚の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は、既に死亡しているため、これらの者に申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額について事情照会を行うことができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持しておらず、申立人主張の給与支給額に基づき、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 3 日から 47 年 7 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は「A店」の本店で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び申立人が「A店」の本店があったとする場所と同店を経営していたB社の登記簿上の所在地が一致することから、時期は特定できないものの、申立人は同社で勤務していたものと推認される。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 53 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社は、平成 8 年に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、同社の清算人は、「当時の関係資料を保存しておらず、申立期間に保険料を控除していたかは不明である。」としている。

さらに、申立人は、当時の同僚について名字しか記憶しておらず、所在を確認することができなかつたため、これらの者から申立期間当時の保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月21日から31年12月21日まで

私は、A市の中学校を卒業した1年後の昭和26年3月20日にB社C工場に入社し、同社に31年12月20日まで勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社C工場に昭和31年12月20日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時に、B社C工場において厚生年金保険の被保険者であった16人を抽出し、連絡先が判明した10人に文書照会を行ったところ、回答が得られた6人のうち5人が申立人を記憶していたものの、申立人の申立期間における勤務実態に係る陳述を得ることはできなかった。

また、B社C工場の当時の工場長は既に死亡しており、同社は、「申立期間当時の人事・給与関係資料を保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

なお、申立人は、「B社C工場を退職後、すぐに実家のあるA市に帰った。帰った時期は正月前だった。」と陳述しているところ、申立人に係る戸籍の附票を見ると、申立人の住所は、昭和26年3月4日にA市からB社C工場が所在するD市に移された後、同市の住所は、31年7月17日にA市役所の職権により消除されていることが確認できることから判断すると、申立人は当該職権消除日前の30年12月に同社C工場を退職し、転居したものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月20日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年8月20日から33年4月4日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月20日まで
② 昭和20年8月20日から28年7月1日まで
③ 昭和28年7月1日から33年4月4日まで

A社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金という制度自体を知らなかったため、請求も受給もしていない。納得がいかないため調査してほしい（申立期間①）。

また、A社に勤務していた昭和20年3月ごろからは事業主宅に住み込んで、33年4月4日まで家事手伝い全般を行っていたが、事業主が経営する会社がB社C工場に変わった20年8月20日以降について、厚生年金保険の加入記録が無い。納得がいかないため、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②及び③）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄を見ると、脱退手当金が支給されたことを示す「脱退」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、当該申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が

記載されているページを含む前後 8 ページに記載されている全被保険者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給資格を有する者 106 人（申立人を含む）のうち 36 人に支給記録があり、このうち、脱退手当金の支給日が昭和 22 年 5 月 1 日となっている者が申立人を含め 22 人みられることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②及び③について、複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が B 社 C 工場の事業主宅で家事手伝いを行っていたことが推定できる。

しかし、B 社 C 工場の申立期間当時の事業主は既に死亡し、事務担当者は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、B 社 C 工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 28 年 7 月 1 日であり、同社は当該申立期間において適用事業所とはなっておらず、同僚一人も、「B 社 C 工場は、昭和 26 年に事業を再開したが、経営状態が苦しかったので社会保険への加入どころではなかった。その後、会社の経営状態が良くなってきたこともあり、28 年に社会保険に加入したことを記憶している。」と陳述している。

さらに、申立期間③について、B 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が同職種の同僚として挙げた 7 人の氏名が見当たらない上、健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月1日から35年7月13日まで
② 昭和37年5月7日から40年5月1日まで
③ 昭和40年5月1日から50年8月31日まで

A社に昭和30年5月から40年4月まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない（申立期間①及び②）。

B社に昭和40年5月から50年8月まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない（申立期間③）。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和30年5月1日から35年7月13日までの期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、A社で昭和35年7月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、「申立人は自分より少し後に入社した。」と陳述している。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年1月6日であり、同社は、申立期間のうち、同日以前の期間は適用事業所とはなっていない。

申立期間②について、申立人は、A社に昭和37年5月7日から40年5月1日までの期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が、「A社に隣接し、同社のグループ会社であったB社の仕事にも携わっていた。」と陳述していることから、申立期間当時に、A社のほか、B社において厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚を抽出調査したが、申立人の申立期間における勤務実態に係る陳述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和39年4月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社は、申立期間のうち、同日以降の期間は適用事業所とはなっていない。

申立期間①及び②について、A社の申立期間当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間③について、同僚一人の陳述から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことが推定できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和48年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社は、申立期間のうち、同日以降の期間は適用事業所とはなっていない。

また、B社の申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 5 月 15 日から 22 年 11 月 20 日まで
私は、昭和 13 年ごろから 22 年 11 月*日に結婚するまでの期間、A社に勤務していた。
しかし、申立期間については、A社での厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 22 年 11 月*日まで勤務していたと申し立てている。
しかし、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 20 年 5 月 15 日に資格を喪失した者が申立人を含めて 10 人みられ、このうち同僚 2 人は、「申立人が、昭和 20 年 5 月 15 日までA社に勤務していたことは覚えているが、同社は同日に閉鎖されて土地及び建物は他社に売却された。」「私は、昭和 20 年 4 月又は同年 5 月に軍隊に入営したが、その直後にA社が倒産したという話を後になって聞いたことがある。」とそれぞれ陳述している。
また、前述の同僚は、「A社が閉鎖された昭和 20 年 5 月 15 日以降は、給与は支給されていない。」と陳述している。
さらに、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、事務担当者は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。
なお、前述の同僚の陳述等から、申立期間当時、A社の事業主の縁戚関係者とみられる者が、同社と同じ屋号で同業種の商店を営んでいたことが確認できるが、同社の事業主の息子は、「父が経営していたB店は、昭和 28 年ごろに法人化されたが、それ以前の期間については、厚生年金保険に加入していなか

ったと思う。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 3 月 1 日まで

私は、平成 8 年 3 月から 9 年 2 月までの 1 年間の雇用契約を締結し、A 社で勤務していたところ、同社の希望により雇用期間が 1 か月だけ延長され、引き続き勤務した。しかし、当該延長期間については厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

また、平成 9 年 10 月から 12 年 10 月まで B 社で勤務し、当初 3 か月間は期間パートとして、10 年 1 月以降は常勤パートとして在職していた。しかし、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②）。

納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社より提出された人事記録から、申立人は、平成 8 年 3 月 1 日から 9 年 2 月 28 日までの雇用契約期間満了後、同年 3 月 3 日から同年 3 月 31 日までについては再契約されていることが確認でき、申立期間のうち上記再契約期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社は、「2 か月以内の期間を定めた雇用契約の再契約者は、常用的使用関係にないと判断し、厚生年金保険には加入させないこととしていた。」旨回答しており、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ても、申立人は平成 9 年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、F 健康保険組合の加入記録を見ると、申立人は平成 9 年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同年 3 月 6 日に健康保険被保険者証を返納していること

が確認でき、雇用保険の加入記録を見ても厚生年金保険の加入記録と一致している。

申立期間②について、B社（現在は、C社）より提出された人事記録及び平成9年分源泉徴収票から、申立人は申立期間も同社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、「当社が管理する人事給与マスター登録の記録から、申立人に係る社会保険料は平成10年4月分の給与から控除が開始されており、保険料は翌月控除であったので、申立人は同年3月から厚生年金保険に加入させたことが確認できる。加入理由は、勤務時間及び出勤日数が増えたためと考えられる。」旨回答しており、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ても、申立人は平成10年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、雇用保険、D厚生年金基金及びE健康保険組合の加入記録を見ても、申立人は、厚生年金保険の加入記録と同じ平成10年3月1日に被保険者資格及び加入者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社より提出された平成9年分源泉徴収票を見ると、社会保険料等の金額が計上されていないことから、申立期間のうち、同年10月から同年12月までの期間に係る社会保険料が控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 26 万円から 14 万 2,000 円に引き下げられている。給与明細書等は無いが給与が減らされたことはなく、26 万円に見合う保険料を控除されていたので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 6 月 1 日にA社に入社以降、会社を欠勤したことはなく、毎月決まった金額の給与を受け取り、給与月額が下がったこともないので、申立期間に係る標準報酬月額について納得がいかないと申し立てている。

しかし、A社の当時の経理部長は、「申立期間当時の賃金台帳及び給与支給額等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について確認することができないが、社会保険事務所で決定された標準報酬月額に基づく保険料しか控除しておらず、同事務所からの納入告知額のとおり納付していたはずである。」旨陳述している。

また、A社に係るオンライン記録において、申立期間に被保険者記録が有る複数の同僚に事情照会したものの、当時の給与明細書を保存している者はおらず、申立期間当時の厚生年金保険料控除に係る陳述が得られないことから検証することができず、申立人主張の標準報酬月額に見合う保険料控除については確認することができない。

さらに、上記オンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されている形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7716

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 21 日から 60 年 10 月 11 日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社(法人化されるまでの名称は、B社)に勤務していた昭和 54 年 11 月 21 日から 60 年 10 月 11 日までが厚生年金保険の未加入期間とされている。
しかし、昭和 55 年及び 59 年分の「給与所得の源泉徴収票」には、社会保険料の金額が記載されており、厚生年金保険料を支払っていたはずであるから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び事業主の陳述から、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 6 月 1 日から 60 年 10 月 11 日までの期間においてA社に在籍していたことが認められる。

しかし、A社及びB社について、オンライン記録において、類似名称を含めて適用事業所の検索を行ったが、申立期間にC県下に所在する該当事業所は見当たらない。

また、A社の事業主は、「申立期間当時の当社は、従業員数が少なく、厚生年金保険の強制適用事業所の要件を満たしていなかったため、適用事業所とはなっていなかったため、私は、国民年金に加入していた。」旨陳述している。

さらに、D市の回答から、申立人は、申立期間を含む昭和 54 年 11 月 21 日から 62 年 4 月 2 日までの期間において同市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

なお、申立人は、昭和 55 年及び 59 年の「給与所得の源泉徴収票」を提出し、同票に記載された社会保険料の金額は、厚生年金保険料である旨主張しているものの、上記のとおり、申立人が申立期間に国民健康保険に加入していること

及び56年6月1日から雇用保険に加入していることが確認でき、同票に記載された社会保険料額には、これらの保険料が含まれることが推定される。ところ、社会保険料額の内訳は不明であるため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 社 B 工場に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A 社 B 工場での申立人の被保険者資格の喪失後 1 年経過し、受給権が発生した昭和 21 年 8 月 30 日から約 1 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、昭和 20 年 8 月 30 日に A 社 B 工場での厚生年金保険被保険者資格を喪失後、26 年 8 月 1 日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人の脱退手当金が支給されていることに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和23年8月27日から同年11月1日まで
③ 昭和23年11月1日から24年1月31日まで
④ 昭和24年8月25日から同年10月30日まで

私は、昭和21年3月にA学校を卒業し、同校から紹介されたB社に就職した。同社では、同年4月1日からC部門に所属し、D業務に従事していたが、23年10月30日に企業整理（縮小）に協力して退職した。また、私は、同年11月から24年1月末までE社にF業務従事者として勤務した。同社の社長は、私の母校である同校の出身者であった。さらに、私は、同年2月から同年10月末までG社に勤務し、H業務に従事した。同社は、同校の先輩が社長を務める少人数の会社であった。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、私がB社に勤務した期間の一部（申立期間①及び②）、E社に勤務した期間（申立期間③）及びG社に勤務した期間の一部（申立期間④）が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間①、②、③及び④を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、B社は、平成元年2月1日に適用事業所ではなくなっており、当該申立期間当時の事業主は所在不明である上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同僚として氏名を挙げた8人全員が死亡又は所在不明であるため、同社及びこれらの者から、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認でき、昭和21年4月1日に被保険者資格を取得した者を含む同日現在の在籍者及び同日から23年11月1日までに被保険者資格を取得した者のうち、所在が判明した同僚14人に照会したものの、回答が得られた同僚12人からは、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることはできなかった。

申立期間③について、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる申立期間当時の同社住所地は、申立人の陳述と符合している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚は、「E社社長は、A学校の出身である。」旨陳述しており、申立人の陳述と符合することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことが推定できる。

しかし、E社は、昭和56年12月26日に適用事業所ではなくなっており、当該申立期間当時の事業主は、既に死亡している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該申立期間の同社在籍が確認できる同僚24人のうち、所在が判明した同僚3人に照会したものの、回答が得られた同僚2人からは、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることはできなかった。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③における健康保険整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間④について、G社は、昭和26年6月1日に適用事業所ではなくなっている上、申立人が名前を挙げた事業主及び二人の同僚は、いずれも所在不明のため、同社及びこれらの者から、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該申立期間の同社在籍が確認できる同僚が存在しないため、これらの者から、申立人の当該申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 23 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 28 年 10 月 1 日から 31 年 9 月 26 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A社及びB社C工場に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

一方、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、B社C工場での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和31年12月26日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性22人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は14人であり、その全員が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱退」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 34 年 6 月 20 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号 47 番から 346 番までの被保険者のうち、申立人と同一時期（おおむね 3 年以内）に受給要件を満たして資格を喪失した女性 30 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人以外の受給者は 25 人であり、うち 24 人は資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されている上、複数の同僚は、「事業主に代理請求してもらった。」旨陳述しており、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A 社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 8 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 14 日から 60 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 3 月 14 日から 60 年 4 月 1 日まで A 社に勤務し、B 職として D 業務に従事していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、申立期間当時の「課税額証明書」を見ると、社会保険料の控除があることが分かるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に入社する前に勤務していた事業所を離職後に受給した雇用保険の基本手当の支給記録、申立人が申立期間後に勤務した事業所に保管されている申立人の履歴書に記載された A 社での勤務期間及び同社の同僚の陳述内容から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月ごろから 59 年 11 月ごろまでの期間において A 社に在籍していたことが推認できる。

しかし、申立人が提出した A 社に在籍当時の社員名簿に記載された申立人を除く 14 人のうち 11 人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できない。また、当該 11 人のうち 4 人は、申立人が同社の正社員であるとして名前を挙げた同僚であるが、2 人の同僚及び既に死亡した同僚の妻は、「A 社では厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述している上、申立人の上司とされる残りの 1 人の同僚についても、昭和 58 年 4 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料が申請免除又は納付済みとなっていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時の同社では、必ずしも同社に勤務する者全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が所持するC市長発行の昭和60年度市県民税に係る「課税額証明書」に記載された所得控除の対象となった社会保険料の額は、申立人が主張する標準報酬月額20万円に基づき算出した昭和59年の厚生年金保険料の本人負担分の年間合計額を大幅に下回っているだけでなく、同年の厚生年金保険標準報酬月額の最低等級に該当する標準報酬月額に基づき算出した厚生年金保険料の本人負担分の年間合計額をも下回っており、当該社会保険料控除額が厚生年金保険料の控除額であることが確認できない。

加えて、A社は、平成3年5月30日に適用事業所ではなくなっており、事業主に対し、照会文書を送付したが回答が得られなかった上、申立期間当時の同社の給与計算担当者は所在不明であるため、同社及びこれらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 10 月 28 日から 24 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 23 年 12 月 31 日まで勤務しており、退職日が記載された解僱辞令を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の解僱辞令から、申立人が昭和 23 年 12 月 31 日までA社（現在は、B社）で勤務したことが認められる。

しかし、B社から提出された同社作成の申立人に係る「厚生年金及健康保険被保険者台帳」を見ると、資格喪失日は、昭和 23 年 10 月 28 日と記載されており、オンライン記録と一致する。

また、B社は、「厚生年金及健康保険被保険者台帳には、申立人が昭和 23 年 10 月 28 日に資格を喪失したことが記録されていることから、申立期間に係る保険料を控除していない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 16 日から 55 年 2 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 54 年 7 月 16 日から 55 年 2 月 25 日まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間内にA社B支店で勤務したことが推認できる。

しかし、A社から提出された同社作成の「厚生年金保険に係る台帳」を見ると、申立人は、昭和 54 年 7 月 16 日に被保険者の資格を取得し、同年 8 月 16 日に資格を喪失していることが記載されており、オンライン記録と一致している。

また、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人は、「A社での1日の労働時間は、5時間から6時間であった。」と陳述しており、元従業員の一部は、「A社では、パートタイム労働者については、労働時間によって加入しない場合があった。」と陳述しているところ、申立人と同様に自身がパートタイム労働者であったとする複数の元従業員は、「自身はパートタイム労働者であったのに、入社後すぐに厚生年金保険に加入していることから、従業員全員が厚生年金保険に加入していたと思うが、自身の場合、加入した翌月に資格を喪失している。」と陳述している。

これらのことから、申立期間当時、A社では、パートタイム労働者については、全員をいったん厚生年金保険に加入させた後、労働時間等の基準によつ

て資格を喪失させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月 1 日から 28 年 11 月 1 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。夫は、同社に昭和 28 年 11 月まで勤務しており、退職するまで同社の社宅に住んでいたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社提出の社員履歴記録を見ると、申立人が昭和 22 年 1 月 31 日に同社を退職した旨が記載されている。

また、A社は、「社員履歴記録から、申立人は、昭和 22 年 1 月 31 日付で当社を退職しているため、申立期間に厚生年金保険料を控除したとは考え難い。」と陳述している。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明した 21 人に照会を行い、14 人から回答があったが、いずれも申立人を記憶していないため、元従業員からも、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

加えて、A社は、「申立期間当時の社宅台帳は残っておらず、当時、申立人が主張する所在地に社宅を設置していたかは不明である。」と陳述しているほか、申立人の子が記憶する社宅の居住者 6 人及び申立人の子が申立期間に同社

で勤務していたことを記憶しているとする2人も所在不明であるため、これら者から、申立人が申立期間に同社で勤務し、同社の社宅に居住していたことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 1 日から 47 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 45 年 8 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間内にA社で勤務したことが推認できる。

しかし、当該複数の同僚の一人は、自身が記憶する入社時期の約 11 か月後にA社で資格を取得しているほか、申立人が記憶する同僚の一人は、申立期間後の昭和 63 年に同社で資格を取得していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人及び同僚が記憶する複数の元従業員は、A社において、厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

さらに、上記の同僚の1人は、「申立期間当時、A社では、従業員数は約 15 人であった。」と陳述しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立期間の被保険者数は、2人から6人の間で推移していることから、当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険には加入させておらず、加入させる場合でも、必ずしも採用後すぐには加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社は、平成 7 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 35 年まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B工場の敷地内にあったC社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 31 年 4 月から 35 年まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社（現在は、D社）B工場の敷地内に所在したC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするC社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人は、事業主の氏名を記憶しておらず、また、同僚については名字しか記憶していないことから、これらの者の所在を確認できないため、事業主等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、D社は、「当社B工場の敷地内に所在した事業所については、当時の資料が無く不明である。」と陳述しているほか、申立期間にA社B工場において被保険者記録が有る同社元従業員及び同社B工場の敷地内に所在した事業所の元従業員のうち所在が判明したE社元従業員に照会しても、C社を知っているとする者は見当たらない。

なお、申立人は、「申立期間当時、生年月日を昭和 16 年*月*日から同年*月*日までのいずれかの日としており、また、名前についても「F」、「G」又は「H」と名乗っていた可能性がある。」と陳述していることから、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、

申立人の申立期間に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和31年5月31日まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社が名称変更した同社C支社から提出された職員名簿から、申立人が昭和31年5月31日まで同社で勤務したことが確認できる。

しかし、A社C支社提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を見ると、申立人の資格喪失年月日は、昭和31年5月31日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、A社C支社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。